

翼賛体制論

——太平洋戦争期に於ける国民運動と帝国議會——

金 奉 湜

1 問題の提起

本論文は、太平洋戦争期に重点的に行われた国民運動と帝国議会の分析を通じて、国民統合の仕組み、帝国議会の形骸化の政治過程を明らかにすることにより、日本ファシズム体制の中核をなす翼賛体制の特質及びその実態を考察する。

まず、大政翼賛会、大日本翼賛壮年団、翼賛政治会（以下、大政翼賛会は翼賛会、大日本翼賛壮年団は翼壯、翼賛政治会は翼政会と略称する）の三つの団体に支えられた翼賛体制に関する研究状況に関して触れることにより、本論文の研究史上での意義を明確にする。その考察に入るまえに指摘しておきたいことは翼賛体制という場合に、国民支配体制としての側面と、議會翼賛体制としての二つの側面を有している点である。以下、本稿ではその点に着目しつつ、既存の翼賛体制に関する研究史を整理してみたいと思う。

まず、国民支配体制としての翼賛体制に関する研究の傾向は、概ね二つに分けることが出来ると思う。つまり、翼賛体制を日本におけるファシズム体制の成立としてとらえる研究と、ファシズムの成立を否定し、あるいはファシズム概念の採用を拒否する立場の研究である。

この国民支配体制としての翼賛体制に関する研究の問題点として次のことを指摘することができる。第一に、ファシズムの成立を否定し、あるいはファシズム概念の採用を拒否する立場の研究では、翼賛会の成立をめぐる諸政治勢力の対抗関係とそこにおける「革新」派の構想の挫折だけに目がうばわれ、官製国民運動団体の職域組織及び町内会・部落会、隣組などの地域組織を翼賛会の指導下におくことによって、政府が国民の画一的組織化に成功し、これによって国民の根こそぎ動員が可

能になった側面が見のがされており、特に翼賛会改組以後の実態分析が行われていない点に大きな問題がある。また、地域レベルにおける政治の動静の把握、あるいは地域で繰り広げられていた翼壮に代表されるファシズム運動の存在とその意義が見落とされる傾向がある。特に、蜘蛛の巣のように張りめぐらされていた国民組織により、国民生活の徹底した統制が行われていた側面が全く無視されることになる。

第二に、ファシズム体制の成立ととらえる研究であるが、日本ファシズムの場合、その歴史的特質が丸山真男によって「上から」のファシズムであると定式化されて以来、それが日本ファシズムに関する共通の理解となった。しかし、このような日本ファシズムの成立契機として「上から」の動きを重視する従来の通説に対し、しだいに、「下から」の要素の重要性が強調されるようになった。「下から」の動きを重要視する研究は、主に社会経済史を中心としたファシズムの「担い手」の分析であるが、その分析が精緻な反面、逆に政治体制全体との関連が軽視される傾向がある。特に、「下から」の動きを強調することにより丸山が指摘したような「上から」の動きが読みとりにくくなったことも事実である。しかし、基本的にファシズムとは「上から」と「下から」の両方の要素がなくでは成り立たず、両者の動きを相互に関連づけて把握する必要があるだろう。

それでは次に、翼賛議会体制に関する研究を考察してみよう。上述したように翼賛体制に関する従来の研究は主に、翼賛会の成立をめぐる各政治勢力の動向や国民再組織問題の分析にその焦点があわされ、この時期以降の議会勢力の動向の分析を怠って来た。その主な原因は、翼賛会成立後の帝国議会は決定的に無力化し、形骸化したという評価が背景にあるからだと思われる。

しかし、最近この説に疑問を唱え、翼賛選挙を通じても既存の旧政党勢力は勢力を温存し、小磯国昭内閣以降政治的伸長をとげたとする研究がでてきた。

このような翼賛議会に関する研究に関して次のような問題点を指摘することが出来よう。第一に、既存の研究は政府対議会の対抗関係の分析に重点を置くことにより、統治機構全体の中で占める議会の位置、またその変化の解明を怠っている。この解明なくして、議会内における政治勢力の動向だけを追っても、翼賛議会そのものの特質は明確に見えてこないと思う。第二に、旧議会勢力といえども、翼賛議会の前と後ではその政治姿勢に微妙な変化が見られるが、その点を既存の研究は看過している。第三に、さらに、1942年の翼賛選挙によって議会勢力の内部に大きな

変動が生じた事実は概して軽視されている。実際、1942年4月に行われた衆議院選挙後、当選した466人の衆議院議員の中199人(内169人が推薦)が新人候補であった。そして第四には、中央政界の動向だけに焦点があわされて、地域レベルにおける政治的対抗関係、特に翼壮の活動の持つ意味が軽視されていることである。

2 本論文の視角

以上の研究成果を踏まえて本論文では、次の視角から翼賛会・翼壮・翼政会の分析を通じて、翼賛体制の実態を明らかにしたい。

第一には、ファシズム体制確立期以降の展開を重視することである。従来の翼賛会に関する研究は、時期的には1941年4月の翼賛会1次改組期までの時期の、政治諸勢力の動向に分析を集中している。その主な原因は1次改組により翼賛会は精鋭化したとし、その以後はもっぱら行政機構の補助機関の役割を果たしたとする評価が背景にあるからだと思う。しかし、これだけではこの体制の下で強力な国民統合・国民動員を可能にした仕組みを充分説明しきれないであろう。

また「下からの」ファシズム運動を重視する須崎慎一や安倍博純の研究の場合でも分析の対象となる時期は1940年秋で止まっており、ファシズム体制確立期以降のファシズム運動の位置付けが曖昧になっている。日本ファシズムが体制として確立したとしてもその基盤は脆弱で不安定であり、だからこそ、その体制の整備のためにさらなる運動の要素を重視せざる得なかった側面を見逃してはならないだろう。やはり、ファシズム運動を「権力と大衆を繋ぐ媒介項」とみなし、ファシズム体制確立後の運動を分析する必要性がある。

第二には、当該期における国民運動の展開とその中核的担い手であった翼壮の活動の全体像を具体的に明らかにすることである。国民運動という概念は時代の変化に伴い変わってきたが、翼賛会成立以後の国民運動は国民動員と同じ意味で使われてきた。国民運動を展開することにより、戦争の円滑な遂行と国民の支持を調達しようとしてきた訳であるが、この翼賛体制期に於ける国民運動に関する研究はいまだほとんど存在しない。

また翼壮自体に関する研究としては、遠藤哲夫により翼壮結成から1943年の改組までの経緯が明らかにされ、北河賢三及び波田永実により、翼賛選挙の地域での事例研究が行われてきた。しかし、従来の研究では、翼賛会、翼壮、翼政会三者間

の相互関係が充分視野に入っていないし、本稿の重視する衆議院及び市町村会における翼壮関係議員の分析も全く行われていない。

第三には、国家統治機関の中での帝国議会の位置づけを明確にするとともに、委員会などの分析を通じて翼賛議会の歴史的 position を考察することである。明治憲法で規定された帝国議会の権限は、法律の制定も予算の制定も議会の議決が必要とされながら、立法権では法律制定に「協賛」するだけで、財政審議権では予算が不成立した場合は政府が前年度予算を執行することが可能とされるなど、きわめて限定されたものであった。しかしながら、法的効果を及ぼすことはできないが、質問権（質疑権）を行使し、議会で政府の政策を公開の場で批判し牽制する事が帝国議会の重要な政治的機能であったことを看過することは出来ない。この議会の「行政監視権」は、法的効力がないとはいえ、その行使は実質的に政府の全権限におよぶもので、政府が議会を無視して政策を遂行することを抑止する政治的機能を果たしていた。こうした帝国議会の政治的機能に着目し、その変化にも留意しながら翼賛議会の分析を行いたい。

第四には、中央と地域の動向を統一的に把握することをめざす。従来の研究では、中央政局の政治過程の分析の際には、地域における実態の把握が軽視され、その反面地域における国民支配の問題に重点が置かれた研究では、全体の政治体制との関連が軽視される傾向があった。この問題を克服し、翼賛体制の全体像にせまるため、中央と地域を統一的にとらえるよう心がける。先にも述べたように翼賛体制は国民支配体制と議会翼賛体制という二つの側面を有していた。その特質を明らかにするためには、やはり中央と地域の動向を統一的に把握するというアプローチがどうしても必要だろう。

3 本論文の要旨

次に、各章の内容について簡単に紹介しておく。第Ⅰ部では、国民支配問題に焦点を合わせ、分析対象として国民運動を取り上げ、国家総力戦下での国民統合・動員の構造を明らかにしたものである。まず第1章では、翼賛体制期に実施された国民運動の決定、指導、伝達の仕組みを分析することで、国民運動がいかにして国民に徹底されたのかその「上意下達」の過程を考察した。第2章では、実際に決定された国民運動がどのように実施されるのかを、国民運動の推進力となった翼壮の活

動を通じて把握してみた。第3章では、埼玉県という一地域での事例分析を通じて、翼壮の担い手の問題や国民運動の実態についてさらに掘り下げて検討してみた。第4章では、従来の研究ではほとんど無視されてきた、翼壮の政治力の源泉であったと考えられる翼壮市町村会議員の問題を取り上げ、埼玉県を事例に、翼壮市町村会議員団の形成過程と主に市会における活動を分析した。

第II部では、ファシズム体制下での帝国議会の問題を取り上げる。第1章では、議会勢力の再編成過程を、既成政党勢力としての同交会と、新興勢力としての翼壮議員に焦点をあわせて分析し、思斉会の前身である同交会の形成から解消、そして衆議院における翼壮関係議員が形成される経緯を考察した。第2章では、帝国議会衆議院の通常議会及び臨時議会での政府及び衆議院議員より提出された法律案の件数、勅令と法律との比較、通常議会・臨時議会における本会議の開会日数と会議総時間、通常議会における委員会の開会数と会議総時間、通常議会における請願委員会などのデータから統治機構全体の中で占める議会の位置の変化、特にその政治的機能の低下を明らかにした。第3章では、「野党的」政治勢力の存在に注意しながら東条内閣期の第80回から第84回までの翼賛議会の政治過程を分析し、中央レベルでの翼壮議員団の活動が地域レベルでのそれに比して概して不活発であり穏健であったこと、しかし、それにもかかわらず翼政会による翼壮吸収の動きに対しては翼壮議員団が活発な反対運動を展開したことを明確にした。第4章では、小磯内閣の議会対策、それに対する翼壮議員、翼政会の動向を探り、小磯内閣以降、確かに議会勢力の復権がみられるとはいえ、翼政会一大日本政治会による国民運動一元化構想は結局は実現せず、その政治活動にも支部設置問題にみられるように大きな限界があったことを明らかにした。

4 総括

最後に、本論文の分析を簡単に総括しておきたい。

第一に、国民運動に関する問題である。東条首相は太平洋戦争の開戦に伴い、円滑な戦争遂行と挙国体制の確立をはかるために、国民運動を強化しようとした。そのため政治性が奪われ、単なる行政機関の補助的機関に転落してその方向性を失っていた翼賛会の強化を意図し、官製国民運動団体の職域組織、町内会・部落会、隣組などの地域組織をその指導下に組み込むことなどの機能刷新措置により、国民運

動の監督指導機関としての性格を明確にさせた。それに加え、国民運動＝翼賛運動の中核的推進組織として、翼壮を結成させた。

国民運動は、ラジオの利用や常会を通じて国民一人一人に徹底された。すなわち、国策は、翼賛会→市（区）町村会常会→町内常会・部落常会→隣組常会→家庭の系統で伝達された。この常会は国民に時局を認識させ、国策を円滑に浸透させるための方策であり、国民教化の場として機能していた。このようにして展開された国民運動は、国策協力運動であり、思想動員、経済動員、物資動員、労働力動員といった広範囲にわたる徹底した国民動員であった。この国民運動は国民の日常生活にまで浸透し、それを統合統制し、あらゆる国民のエネルギーを戦争遂行に動員し、支配への支持を調達しようとした。同時に、この時期の国民運動の精動化を阻止していたのは、「同志精鋭主義」の立場をとる翼壮の旺盛な活動だったのである。

第二に、帝国議会に関する問題である。翼賛会の成立以降、立法機能の低下・審議時間の短縮・請願権の形骸化など、帝国議会の機能は大きく低下していた。議会の運営は政府と、親軍的な旧政党勢力が実権を握っていた翼政会との協力体制で行われていた。しかし、結果的には政府の提出法案が全部通過はしたものの、議会が政府を牽制する機能を完全に喪失した訳ではなかった。とはいえ、東条政権の下では、同政権に対する批判の先頭にたったのは「聖戦完遂」を絶対の前提とする旧東方会系の右翼であった。そして自由主義と目された思斉会は右翼議員の現政権に対する批判を、消極的に支持はしたものの、積極的に先頭にたって現政権を批判するような行動は起こしていなかったのである。

しかし、小磯内閣下で、翼政会を中心にした議会勢力は政治的地位を取り戻しつつあったが、それは戦局の悪化を反映したもので、決して帝国議会の本来の権限であるはずの事実上の立法行為や「下意上達」の機能が復活したわけではなかった。さらに、翼政会は翼賛会、翼壮、翼政会の解散による国民運動の一元化を策したが、この企図は失敗におわった。その背景には、市町村会に大量進出し、地域で強力な国民運動を展開していた翼壮の存在とその抵抗があったものと思われる。

東条内閣の末期以降、政府は翼壮の統制に乗り出し、翼壮の活動は大きく規制されることになるが、それでも敗戦に至るまで翼壮は地域に於ける政治的影響力を、縮小されたとはいえ、保持しえたのである。

第三に、翼壮に関する問題である。国民運動の実施は翼賛会傘下の官製国民運動

団体と翼壮を中心に行われた。特に、翼壮は政府の国策を国民運動を通じて末端の国民まで「上意下達」するに止まらず、その一方で「下情上通」の役割もはたすことによって、時には行政機構との間に深刻な摩擦や軋轢を生み出したのである。

一方、衆議院における翼壮議員の活動は、議会では露骨な東条政権に対する批判はおこなわず、翼壮議員団としての独自の政治的主張もほとんどみられないが、官僚的統制の強化に対しては抵抗の姿勢を示した。議会外での活動では、翼政会の国民運動の一元化の動きを阻止することに活動の重点をおいていた。地域での翼壮の運動が活発で、行政機構を下から突き上げる側面もあるのに対し、帝国議会での翼壮議員の動きは概して穏健であり、その政治的影響力も市町村議会レベルにおけるほど大きなものではなかったといえる。

翼賛会、翼壮、翼政会に支えられた翼賛体制は、三つの団体が対立する場面を常に表出し、従来の研究においてもこの点が強調されてきた。しかしながら、国民支配の面では翼賛会は国民運動の監督指導機関として、翼壮はその実行組織および地域の政治勢力として、翼政会は中央政治の担い手として、各々その役割を遂行することにより、まがりなりにも太平洋戦争期の支配体制の中核としての機能を果たしたのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 翼賛体制論

——太平洋戦争期に於ける国民運動と帝国議会——

論文審査委員 吉 田 裕
渡 辺 治
田 崎 宣 義

1 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに

1 研究史の整理

2 本稿の課題

第Ⅰ部 翼賛体制下の国民運動

第1章 国民運動の指導・統制

第1節 翼賛体制と国民運動組織

第2節 国民運動の方針決定と常会の運営

第3節 国民運動の役割

第4節 国民義勇隊への再編

第2章 国民運動の展開

第1節 翼賛壮年団結成の背景

第2節 組織方針の変更と中央団の設立

第3節 翼賛選挙貫徹運動

第4節 翼壯の自主性の強化とその組織活動

第5節 翼壯運動の特質

第6節 改組以後の翼賛壮年団

第3章 埼玉県に於ける国民運動の展開

第1節 国民運動組織の整備と翼壯

第2節 常会の機能

第3節 国民運動の展開

第4章 市町村会における翼賛壮年団の進出

第1節 市町村会議員選挙と翼賛壮年団議員の台頭

第2節 埼玉県における翼壯議員の動向

第Ⅱ部 翼賛議会の変容

第1章 議会勢力の再編成

第1節 既成議会勢力の再編

第2節 衆議院選挙と非推薦候補者への選挙干渉

第3節 翼賛壮年団関係者の当選

第2章 翼賛議会の特質

第1節 通常議会

第 2 節 臨時議会

第 3 節 請願委員会

第 3 章 翼賛議会の確立

第 1 節 翼賛政治会の結成

第 2 節 翼賛議会の実態

第 3 節 国民運動一元化問題の表出

第 4 節 翼政会分裂の兆し

第 5 節 第 84 回通常議会と東条内閣の退陣

第 6 節 翼壮議員同志会の組織

第 4 章 戦争末期の翼賛議会

第 1 節 小磯内閣下の議会

第 2 節 大日本政治会の結成と敗戦

おわりに

2 本論文の要旨

第 I 部第 1 章では、国策を国民に徹底させるための国民運動を政府がどのような形で指導し統制したのか、その仕組みについて分析が行われている。翼賛会の成立後、政府は既存の官製国民運動団体の再編成を行うとともに、国民支配の末端組織である部落会・町内会、隣組の整備に乗り出す。さらに 1942 年に入ると、従来、行政各庁が分有していた各種国民組織に対する指導権限を翼賛会に移譲することによって、翼賛会の機能の強化が行われる一方で、部落会・町内会などの地域組織も翼賛会の指導・統制下におかれることになった。その結果、翼賛会は地域組織と職域組織をいわば車の両輪にして、国民動員の面で大きな力を発揮したのである。なお、隣組組長のポストへの女性の参加がかなり目立つ事実や各種常会の場でも女性の積極的な発言を促すような措置が講じられている事実は注目に値する。

第 2 章では、敗戦までの翼賛壮年団（以下、翼壮）の動向を扱う。分析に先立ち、筆者は、翼壮が他の官製国民運動組織と異なり、職域と地域の双方に組織を持つ点に翼壮分析の重要性があることを強調する。

第 1 節では翼壮結成の要因と結成時の性格を分析し、結成の要因として三点を指摘する。第一は翼賛運動を末端まで浸透させたいとする翼賛会の意向、第二は翼賛

会の精動化に失望した陸軍省軍務局を中心とする動き、第三は翼賛会地方支部での青壮年を基盤とする推進組織結成の動きである。三者三様の思惑の下に 1941 年 9 月に結成が決まった翼壮は「自発的意志による同志的結合」組織とされ、道府県団長を民間人とするなど形式化、官製化を警戒する傾向が強く、筆者はこれを陸軍軍務局と翼賛会支部の要求の反映とする。第 2 節では、太平洋戦争勃発による急速な国内体制整備の必要から生じた翼壮の性格変化を検討する。翼壮は当初、市町村団から結成する計画であったが中央団の結成を先行させ、あわせて翼壮に対する翼賛会や地方長官の統制力が強められ、各級団は上級団の指導統制下に置かれるなど、内務省・翼賛会の統制が強まったとする。また結成を急いだため精鋭組織とならなかった点が指摘される。第 3 節では翼賛選挙貫徹運動への翼壮の取組みを検討する。この運動の推進体の一つとなった翼壮は啓蒙活動を担当することになったが、実際にはその枠を超えた選挙干渉・選挙妨害のほか、翼賛政治体制協議会の推薦に異議を唱えるなど、選挙過程や選挙結果に大きな影響を及ぼしたことなどが明らかにされる。第 4 節では翼賛選挙後の 3 次 にわたる組織改革を検討する。多岐にわたる改革を筆者は丹念に検討するが、要点は翼壮を当初の方針に沿うように改編した点である。市町村団強化策、不適格者整理による少数精鋭化、役員改選、団費制度改正などで、翼壮は 1943 年半ばには翼賛会からの自立性を強めたとし、あわせて地域団の事例が紹介される。第 5 節では翼賛選挙後に翼壮が展開した国民運動を検討する。筆者は、この時期の多様な運動を各地の地域団の活動事例を含めて紹介する。中でも筆者が目にするのは、翼壮の「下情上通」の活動である。この活動は翼賛会や地方行政機構などとの対立を生み 1943 年 9 月の翼壮改組につながるが、この遠因が翼壮の自主性の強化や団員のエリート意識など、3 次 にわたる組織改革にあることを指摘する。第 6 節では、小磯内閣の翼壮精動化の動きとこれに対する地方団や陸軍の反発、翼壮解散後の各地での政治活動持続の動きなど、翼壮関係者が敗戦まで政治的影響力を維持した点が明らかにされる。筆者は、こうした動きの原因として、精動化の不徹底、1942 年地方選挙での翼壮関係者の進出を挙げる。また、国民義勇隊の役職者の分析から、翼壮関係者が国民義勇隊内で重要な一翼を担ったことをも実証する。

第 3 章では、埼玉県の実例に即して、国民運動の実態に関するより掘り下げた分析がなされているが、その中で筆者が明らかにしているのは次の三点である。一つ

には、翼壮の担い手の問題であり、これに関しては筆者は、階層的にはファシズム期に社会的に抬頭してくる自作・自小作層が中心であり、年齢的には30～40代を中心にした中堅層であって、村内の指導的な層をも包含していたとする。もう一つは各種常会の実態分析であるが、これについては筆者は町内会・部落会、隣組常会が単なる「上意下達」の動員組織網としてだけではなく、伝統的な共同体が有していた相互扶助的機能を依然として保持していたことを重視している。三つめは、国民運動の中における文化運動の位置づけだが、ここでは筆者は翼賛体制期の文化運動が国民の文化的要求のたかまりに注目し、それをむしろ積極的に利用することを意図していたとする。

第4章は、市町村会における翼壮議員の活動についての分析にあてられているが、その内容は次の二点に要約することができる。第一には、1942年6月の市町村会議員選挙で大量の翼壮議員、それもその多くは新人議員が誕生し、当選者中の翼壮関係者の比率は全国平均で28%にも達したことである。これは帝国議会における翼壮議員の議席占有率13%と比較してもきわだった数字であった。第二には、埼玉県の実例分析から得られる結論であるが、大量進出した翼壮議員が地域に対する官僚的統制の強化を図ろうとする内務省や市長の方針に対して、地域の自主性を保つ立場から抵抗したことである。そして、1943年の市町村制の改正によって、議会の持つ権限が縮小されるとはいえ、翼壮議員は地域における独自の政治勢力として、その影響力を保持しえたのであった。筆者によれば、地域における基盤の強固さこそ、翼壮の政治力の源泉であった。

第II部においては、翼賛体制における議会の位置の問題が検討される。この領域での既存の研究では、通説の側では議会の形骸化が指摘されるに留まり翼賛体制下での議会状況の実証的検討がおろそかにされてきた。他方ファシズム化を否定する側での近年の議会研究は、戦時下にあっても依然現状維持派議員の活動が継続していた点にのみ注目して逆に、翼賛体制下の議会の構造的変化が過小評価されてきた。

本論文第II部は、こうした二つの不十分性を克服すべく、まず第1章で翼賛選挙に於ける議会の翼賛体制への組込みの過程を検討し、続いて第2章で翼賛議会下における議会の構造的変化を数量的にあとづける。そのうえで、第3、4章では、翼賛議会下の政治過程を特に翼壮議員の進出に焦点をあてて分析している。

まず第1章では、翼賛選挙によって議会在構造的に変容する過程があとづけられている。翼賛会結成により既成政党は解消されたが、しかし、議会内では依然既存の対抗関係が残っていた。確かに議会内では翼賛体制を支持する議会グループが主流であったが、それに批判的な勢力も、「中央亭組」として院内に力を持ち翼賛会への政府補助金問題などで無視しえぬ力を持っていた。こうした状態を打開し議会を翼賛体制の一角に組み込むべく、翼賛議員同盟が結成されたが、それに対抗して議会内既成勢力の議員組織「同交会」が結成された。こうした政治的状况を克服するために遂行されたのが、翼賛選挙であった。この選挙遂行のために結成された翼賛政治協議会による推薦候補者制の下で、政府は、翼賛体制推進派による議会独占をはかったのである。この選挙の結果、翼賛議会が確立し、翼賛体制への議会の組み込みが完了した。すなわち、選挙はたんに同交会議員の減少（37名から9名）をもたらしただけでなく、大量の新人議員を当選させ、特にその中核として、翼壮出身者の議会進出が実現されたのである。

第2章では、こうした、翼賛議会の変質が数量的に明らかにされる。この分析は、従来の研究が看過していた翼賛議会の構造的変容・形骸化の実態を統計的に明らかにしている点で、本論文の白眉をなす部分である。まず第1節では、1890年の議会開設以来の通常議会での法律案の成立率、議員提出法案の件数ならびに成立率が検討され、1937年12月開会の第73議会以来政府提出法案の成立率はほぼ100%になること、さらに大政翼賛会が結成された第76議会後になると、議員提出法案の件数、成立率とともに激減することが示され、日中全面戦争、特に翼賛会の成立を画期として、議会が大きく変容したことが明らかにされる。また、時期を同じくして、法律案に比して勅令数が激増すること、通常議会における本会議の開会日数、審議時間が減少すること、さらに通常議会の委員会の開催日数、秘密会の開会数なども激減することが明らかにされ、ここからも、第76議会以後の議会の顕著な変化が、立証される。続いて、第2節では、臨時議会においても同様の現象が生じたことが立証され、続く第3節では、明治憲法下での議会の重要な機能であった請願受理件数の歴史的推移の検討を通じて、同じく第76議会以降、請願受理件数が半減し、また内容的にも変化がみられることが指摘され、この面からも、議会機能の低下が浮き彫りにされる。総じて本章で浮き彫りにされた議会の機能は、ファシズム否定論の立場からの近年の議会研究の立論に対する有力な反論となっている。

第3章では、第2章で概観した戦時議会の政治過程が検討され、そこでは、議会の形骸化にもかかわらずなお依然としてそれが翼賛体制の効率的運営にとっては障害物であり続けた過程が明らかにされる。東条政権は、翼賛選挙の結果を踏まえて、議会内に翼賛政治会（以下、翼政会）を結成し、議会を完全に掌握することを目指した。翼政会には、同交会議員も参加することにより挙国一致体制が完成したが、逆にこのために翼政会内に新たに同交会系、翼壮系などの諸グループができ、結局政権が意図した議会の一元化は実現しなかった。政権は、議会を短期間で終わらせるべく翼政会による法案事前審査などを制度化し、議員提出法案についても翼政会内の議案審査会の了承をうることを義務付けることによって、その統制と効率化を図った。その結果、第81議会はきわめて短期間に、しかも法案はほとんど無修正で通過した。しかし、それにも関わらず議会の議論を完全には消滅できたわけではなく、東方会系の右翼議員による批判を根絶することはできなかったし、翼壮議員たちも、翼賛体制下での地方行政の中央集権化などによる官僚的統制の強化に対し牽制するなどの役割を果たしたのである。

その後も、政府は、翼賛議会の統合をめざして翼政会議員の入閣などの措置をとったが、政治的指導権の強化をねらう翼政会の支部設置要求、翼賛会と翼政会の統合問題などが噴出し、他方翼賛体制に反対する同交会や東方会系の活動が活発化し同系議員の翼政会からの脱退を生み、さらには戦局の悪化の中で翼政会内での反東条運動が起こるなど、最後まで、議会の完全な掌握には成功しなかった。

第4章では、東条内閣退陣以降の翼賛議会の動向が分析されている。筆者によれば、小磯新内閣の下で、翼政会を中心にした議会勢力の政治的復権がみられ、政府もまた戦局の悪化の中で議会勢力に対する譲歩をよぎなくされる。こうした中で、翼政会は翼壮・翼賛会の解散吸収による国民運動の一元化を策するが、翼壮などの抵抗によってその企図は挫折し、新たに設立された大日本政治会の下で、翼賛会の成立以来、議会勢力が求めてきた地方支部の設置がようやく実現する。しかし、その地方支部はあくまで国民義勇隊の支部組織の一部であるという認識に政府は立っており、中央議会における議会勢力の復権にしても、立法に関する権限や「下意上達」の機能の復活を意味していたわけではなかったとする。

3 本論文の成果と問題点

第一に、従来の翼賛体制に関する研究が1940年の大政翼賛会の成立前後の時期にその分析を集中させる傾向があったのに対し、本論文では、翼賛会成立以降の国民運動の展開に対して本格的な実証研究のメスがくわえられている。特に従来の通説的理解では1941年4月の翼賛会の改組によって翼賛会は精動化したとされていたが、翼壯の結成によって強力な国民統合と国民動員が可能になった事実を丹念に明らかにしているのは本論文の最大の成果である。

第二には、翼賛体制を国民支配体制と議会翼賛体制の両側面から解明することに成功していることである。特に後者の面では、戦争末期における議会勢力の復権過程を追跡しつつも、統治機構全体の中に占める議会の位置の低下を様々な角度から論証している点は高く評価できる。

第三には、中央と地方の動向を統一的に把握していることがあげられる。筆者は市町村会レベルにおける翼壯議員の大量進出という事実に注目し翼壯の政治力の最大の源泉が市町村レベルにおける活発な活動にあったことを明らかにしている。そしてそのことによって翼政会による国民運動一元化の動きや政府による官僚的統制強化の動きが完全な形では実現しなかった政治的背景を具体的に明らかにしている。また、帝国議会における翼壯議員の活動が概して穏健で必ずしも独自の動きを示していないこと、その意味では中央レベルでの活動と地域レベルでの活動との間になり落差があったことを明らかにしている点も本論文の大きな功績だろう。

本論文の問題点としては、次の点を指摘できる。第一に、ファシズム論の中に議会をどのように位置づけるのかという点での理論的説明が不十分なことである。この点に関しては、戦時議会の国際比較という視点がどうしても必要だろう。第二には、すでに述べたような翼壯の活動の、中央と地方との間における落差がなぜ生じるのかという点の説明が不十分なことである。この点については県議会レベルでの分析が今後必要となるだろう。そして、第三には翼賛体制下において旧政党勢力がとりわけ地域レベルでどのような動きを示していたのかという問題の説明がほとんど行われていないという点である。

4 結 論

こうした問題点を指摘しうるとしても、本論文が翼賛体制の新たな全体像を画きだした労作であることは確実である。よって、審査員一同は、本論文が一橋大学博士(社会学)の学位を授与するに相応しいと判断した。

1997年2月12日

〔博士論文要旨〕

大名領国制の研究

池 享

本論文の課題は、16世紀の日本社会における封建的地域支配体制としての大名領国制（いわゆる戦国大名による領国支配）の歴史的意義の解明にある。16世紀は一般に中世から近世への過渡期と位置づけられている。この過渡期を経て、兵農分離を基礎とする集権的封建支配体制としての幕藩体制が成立する。戦国大名については、最後の中世的権力あるいは近世的権力の端緒の形態という正反対の評価が並立してきたが、両者は過渡的＝不安定な権力とする点で共通している。これは、中世前期の荘園公領制的国家支配、および近世の幕藩制的国家支配を、社会構成史的発展段階に対応した上部構造のあり方と前提した上で、戦国大名支配をそれとの類似性の度合により評価するという方法により導き出されたものである。それに対し本論文では、大名領国制それ自体の歴史的意義を解明する視角から具体的に分析し、中世における在地領主制支配の展開が到達した独自の封建的国家支配体制と位置づけている。それは、荘園公領制的国家支配とも幕藩制的国家支配とも質的に相違するものである。したがって、戦国期から近世への転換は必然的移行や連続的発展として一面的にとらえることはできず、この断絶的転換をもたらしたもののの中にこそ、幕藩体制成立の真の歴史的意味が込められている。これが本論文の展望的結論である。

本論文の構成は、以下のとおりである。

第一部 大名領国制研究の課題

第一章 大名領国制研究の視角

第二章 大名領国制試論

第二部 大名領国制と地域社会

第一章 中世後期の在地動向

第二章 大名領国形成期における国人層の動向

第三章 中近世移行期における国家・社会と領主制

第三部 大名領国制の支配構造

第一章 戦国大名の領有編成

第二章 戦国大名の権力基盤

第三章 戦国大名領国における「貫高」制の意義

第四章 戦国大名権力構造論の問題点

第五章 豊臣期毛利権力の行政機構の性格

第一部 本論文全体の課題設定

〈第一章〉「大名領国制それ自体の歴史的意義を解明する視角」を設定した意味は、研究史の批判的検討を通じて明らかになる。戦後歴史学の初期において、戦国大名は、労働地代(狭義の農奴制)段階から生産物地代(「純粹封建制」)段階への過渡期に対応した封建領主権力の形態と規定された。「太閤検地=封建革命」説の出現により、奴隸制か封建制かという発展段階認識は違いつつも、中世は荘園制社会として一括的に理解され、近世社会と断絶的にとらえられるようになった。そのため戦国大名は、荘園制の最終段階における過渡的権力とされた。いずれにせよ戦国大名は、社会構成体の大枠の中で副次的にのみ位置づけられていたのである。

その後、兵農分離を小農民経営の自立性強化に基づく法則的必然とする把握を批判し、在地小領主層の封建的土地所有者化の二つの運動方向の対決という政治史的文脈で把握すべきだとの議論に対応して、「戦国大名=独自の権力構造」論が提出された。それは、戦国大名は公田段銭賦課権を挺子に貫高制の知行制度を導入し、早急に軍事権力を形成したが、そのため権力基盤とする在地小領主層の変革が阻まれるという独自の矛盾を抱え込んだとするものである。しかし、独自性の強調にも関わらず、戦国大名は結局その矛盾克服のため必然的に近世大名へ転化する過渡的権力とされた。こうした議論を継承した人民闘争史研究は、新たな国家秩序形成をめぐる支配層と人民との対抗関係を基軸に中近世移行期をとらえ、その帰趨を決するものとして在地小領主層の動向に注目した。その一つの方向性として一般農民との連帯を基礎とする国家形成があり、それと対決し兵農分離による身分再編を基礎

に封建的支配体制を構築したのが織豊権力だったとされ、その中で戦国大名は、中世国家の権威に隷従した存在と位置づけられた。

人民闘争史研究が沈滞すると、戦国大名による新たな支配秩序の形成の側面が重視されるようになった。在地法秩序の変質を通じた戦国大名法の成立が、在地領主層による独立的国家権力形成の法的表現とされた。社会経済史的には、戦国大名検地が加地子取得権の否定を通じ一種の「兵農分離」を実現したことが明らかにされた。これらにより、戦国大名は中世国家とは質的に異なる新しい国家権力と位置づけられた。しかし、戦国大名を近世大名の先駆形態とし画期を引き上げたに過ぎないこの見解は、戦国大名検地を通じた一戦支配実現（＝近世化の達成）の有無をめぐる論争が袋小路に陥るとともに、研究の方向性を見失っていった。

これに対し、中間層と一般農民との連帯に基づく地域社会秩序の実現を積極的に評価する「地域的一揆体制」論が、戦国大名領国的秩序の相対化を図った。そこでは、国人・土豪層による農民支配と統治権的支配者である戦国大名との共存関係が指摘され、近世社会の原基形態と評価された。それは中近世移行期村落論に引き継がれ、戦国期に高度な自治を行う自立的村落が形成され、領主の主従制的・直接人身的支配を排除し間接的支配へと後退させたこと、さらに兵農分離でそれを村請制として体制化させたところに、戦国期の農民の達成が求められた。ここからは、戦国大名検地も支配間接化の前提として農民にも積極的意義を有したものとされる。

こうして、社会構成史的アプローチと人民史観的立場とを融合させた中近世移行論が主流を占めるようになった。しかしこの見解は、小農民経営の自立から兵農分離による幕藩体制の成立までを、選択の余地のない必然的過程とする理解を前提に成り立っている。方法的には、領主支配を統治権的支配に抽象化し、主従制などの人格の支配を論理から欠落させている。それが、戦国大名を過渡的権力としてしか位置づけない結果を招いた。社会構成史的研究に即せば、階級関係一元論＝基底還元論の視角から、基本的ウクライドとして抽象化された封建領主－小農民関係の検出が一義的に追究され、社会統合における領主制支配の実態認識は欠如させたまま、検地にみられる政策基調論へと問題が収斂された。人民史観的研究に即せば、支配層総体あるいは国家権力と民衆との対抗関係の視角から、領主対民衆を階層集団間の関係としてとらえ、個別領主支配や個别人格の主従制的編成を否定的に評価することとなった。しかし現実の在地社会では、民衆内部の収取関係の展開から階級分

解が発生し、そこでの主従制的結合を通じた利害貫徹の方向は、決して副次的・偶然的なものではなかった。したがって、在地領主制支配およびそれを統合した大名領国制を、兵農分離を基準に過渡的支配形態と位置づけることはできないのである。ここから導き出されるのは、問題を社会構成体の次元に還元して、戦国大名を中世的権力か近世的権力かと二者択一的に裁断することではなく、連続と断絶を多面的に総合した独自の大名領国制論・中近世移行論の必要性である。

〈第二章〉大名領国制概念は、当初は領主層の知行制を媒介とする主従制的結集による地域的封建支配体制度の意味だったが、国家論的視角の導入により「地域封建権力による一国人領を超えた独自の公的領域支配制度」という意味を持つようになった。ここで鍵となるのは、大名領国制の公権力的性格の理解である。階級社会において公権力は、公共機能と階級抑圧機能とを有する国家権力として実存する。大名領国の場合は、直接的階級支配ではなく、個別領主支配の再生産のための社会秩序維持がその主要な機能となる。実際にも、階級闘争の展開は大名領国形成の主要契機ではなかった。個別農民の逃亡は没落か消極的抵抗で、領主支配の危機や領主階級の結集強化をもたらさない。惣村一揆の闘争は在地領主支配が浸透していない地域に限られ、その中でも内部対立の深刻化により在地領主支配を受容する条件が形成されていたのである。

大名領国制は、公的秩序としての室町幕府体制や国人一揆の動揺・崩壊による成立するが、その根底には、在地領主の個別支配の変質による新たな紛争要因の形成があった。それは、惣領制＝家父長制的関係に基づく家支配から、領域的結合関係に基づく「家中」支配への転換である。そこから、家臣の自立化や自立的領主の家臣化による主人への反抗の条件や、広域的領域支配実現の可能性という近隣領主間の抗争の誘因が生まれた。それと連動して、国人一揆や領主間協約による自律的社会秩序維持の限界が露呈され、領主間の紛争は国主の法廷に持ち込まれるようになった。こうして、上位権力による統制強化・大名領国の形成が進むが、さらに軍事的契機が領主層を直接的に結集させた。内乱は、社会秩序変動の産物であり促進要因でもあった。また本格的外征が、領主層の統制強化による軍隊の戦闘能力の向上・秩序の安定化により可能となった。家臣も、「家中」内部や近隣への勢力拡大の方向を閉ざされ、対外進出への志向性を強める。だから領土拡張戦争は、大名領国形成によって必然的にもたらされ、それを一層促進する役割も果たしたのである。

こうして成立する大名領国は、その形成要因に規定された独自の特徴を有することとなる。まず、在地領主制を基礎とし領主層を主従制的に編成したことは、公権力的機能が個別家臣にも分有されるという特徴をもたらす。裁判権も重層的に分割され、大名裁判権の行使においては取次など個别人格の關係の役割が大きかった。土地制度においても在地掌握度の偏差が生まれた。こうした点をもって大名領国の過渡性を主張するのは、非歴史的な理解である。また、広域的統合の現実的契機となった軍事指揮権は早期に独自の権限となり、服属者と主従關係を形成する権利や、検地実施を含む關所地処分権などの征服地の支配権を大名に与えることとなった。したがって、領土拡張戦争の進展は大名権力の強化をもたらした。さらにその延長線上に、交戦権の独占や、喧嘩両成敗による家臣の自力救済権の剝奪を位置づけることができる。

大名領国は中間地帯に典型的に成立した。遠国地帯では領主層の結集を促す矛盾の展開が弱く国人割拠の状況が続き、畿内近国では在地勢力の力が強く国人一揆や地域的一揆体制が根を張っていた。大名領国制の展開は大名相互間の衝突をもたらした。淘汰の進行により領国の並立状況が生まれる。この影響は周辺におよび、遠国でも統合が一定進展する。近国では領国形成を目指す勢力と阻止しようとする勢力との間での抗争が激化する。こうして大名領国は、他領国や異質の権力との並存状態にはいる。これが解消されるのが統一政権→幕藩体制の成立である。それがなぜまたいかにして実現したのかは、大名領国制成立の論理の自己展開の帰結として説明できない独自の解明を要する問題である。

第二部 大名領国制の成立契機の、地域社会の動向からの具体的検討

〈第一章〉中世後期の在地動向は、「百姓的」剰余取得権の掌握・編成をめぐる諸勢力の抗争として基本的に展開した。一方では在地領主が実力により自らの領有体系に編入し、有力農民の被官編成を通じ強固な支配基盤を構築した。他方では、百姓内部での紛争や貸借關係などを通じ土地集積が進行し、共同体的結合を基礎とする保障体制が村落単位で形成された。後者の場合、強い権限を得た村落指導者の地位をめぐる、有力農民間で内部抗争が展開された。そこに戦国大名などの領主権力が侵入したとき、村落に抵抗勢力と呼応勢力との分裂がもたらされ、「百姓的」剰余取得権の保障体制は崩壊していったのである。

〈第二章〉国人領主集団阿賀北衆は、守護代長尾氏による領国形成に反発しながら、最後には従属の道を選んだ。その要因は彼らの内部矛盾にあった。色部氏の重臣が「家中」の糾弾にあい近隣の本庄氏の斡旋で帰参したように、「家中」は支配強化を目指す主人に対し強く反発していたが、家臣内部での所領紛争の深刻化が主人の裁判権の承認という結果を招いた。しかし、本庄「家中」と色部「家中」の者とが共謀した謀反の企てが露見したように、家臣は「家中」を越えた横の連帯関係を維持しており、排他的「家中」支配権は確立していなかった。そのため、国人領主は相互協力を余儀なくされたのである。同時に、新たな秩序形成に向けた社会の流動化は、国人領主の支配領域・家臣の再編にもつながり、彼らの間の緊張と対立を深める要因ともなった。それは、彼らの存立の根幹である所領問題として表面化した。鮎川氏の本領地を本庄氏が侵略し、両者が三年間に亘って武力抗争を繰り返す事態である。その解決には「家中」メンバーも含む起請文の交換による勢力圏の確定が必要だったが、こうした解決方式では最終的安定化は実現せず、上位権力による強力な裁判権の行使が期待されるに至ったのである。これ以後、長尾氏は国人領主間の所領紛争に職権主義的に介入し、国人領主側も長尾氏に忠誠を尽して自己に有利な裁定を引き出そうとするようになる。それは、在地における自律的紛争処理慣行である「近所の儀」が、所領問題に関し機能マヒに陥ったことと表裏一体の事態だった。

〈第三章〉中近世移行期村落論は、村請制の成立を戦国期の農民の自治運動の達成と評価したため、百姓間の対立を軽視し領主との人的結合を否定的にとらえている。しかし、在地社会での集団・共同関係は重層的で、村落内部でも有力親族集団間の対立は深刻だった。戦国大名権力は、こうした状況を利用して自立的集団を解体し在地社会の再編を進める。したがって、検地を通じて形成される在地支配体制は、村請制を志向するものではなく、在地領主制に基づく個別給人の支配を基本としていた。近世においても、戦国期以来の支配が継続した地域では給人の土地・人民支配権は存続しており、村請制は、地域社会の自生的発展の必然的産物ではなく、幕藩体制という特殊な国家・領主階級の編成形態に対応して上から作り出された、支配の下請団体たることを本質とするものである。

大名領国制の成立は、剰余分配・土地所有をめぐる対立を契機として、主従制的関係が在地社会へ浸透するとともに、領主層の縦への統合が強化される過程と概括

される。これにより、大名領国制成立の社会的根拠とそこでの合意獲得の条件が明らかにされた。

第三部 大名領国制が必然的に有する支配構造の独自の特徴の検討

〈第一章〉戦国大名毛利氏は、中間得分権も含めて領主的土地所有を掌握・再編したが、太閤検地の基調とされる「一職支配」方式をとらず、在地支配から遊離し単なる得分権化した「上級領有権」と、在地支配と年貢上納を伴う「下級領有権」との重層的領有関係を作り出した。これは、在地小領主層を直臣として編成し権力基盤を拡大強化しつつ、従来の在地領主的支配権を規制・弱体化する意図に基づき打ち出された、戦国大名独自の権力構造形成政策だった。この重層的領有関係の形成要因には、戦乱を通じた在地小領主層の分解・戦国大名との結合、征服地における所有関係確定のため実施される検地、所領拡大要求に基づく給地の分散化があった。これらは戦国大名権力の確立をもたらす運動方向の中に位置づけられるのであり、前記政策は戦国大名の本質的特徴を示しているといえる。

〈第二章〉戦国大名毛利氏は領国拡大の過程を通じて、村落の中心的存在である在地小領主層を、検地を通じた知行関係の形成により「在村給人」に編成した。彼らは、毛利氏が派遣した代官を寄親とする一所衆（地域的結合集団）として、在地秩序維持のための軍事機能を果たしたが、同時に一族内部の分担関係により遠征軍としても機能していた。さらに彼らは行政面において、代官の下散使として、所領打渡、年貢収納・算用、公役徴収などの機能を果たした。これらは重層的領有関係の形成が要請する村落支配機能だった。こうした意味で「在村給人」は、その軍事力・在地支配能力により、戦国大名が新たに構築する支配体制の基本的担い手＝権力基盤となっていた。それは、荘園制に依拠した在地不掌握でも近世大名の原基形態でもない、在地領主制を基礎とする独自の支配体制だった。

〈第三章〉戦国大名毛利氏領国では、実際に掌握されていた所領内容が多様だったため、実態から抽象された「貫高」が所領規模の統一的表示のために使われるという、給地表示の二重構造が存在していた。この「貫高」は、知行宛行とそれに対応した軍役賦課の基準値として機能した。こうした「貫高」制自体、在地掌握と同じく家臣との力関係に規定され、領国全体に貫徹していたわけではなかった。しかしこの「貫高」制は、在地不掌握を固定化するものではなく、一方での在地掌握の

深化とともに、所領の実態との対応性を強めていったのである。

〈第四章〉戦国大名の権力構造研究は、それを公儀（大名）と家中（家臣団）との関係としてとらえ、公儀支配権の絶対性と家臣の独立性＝一揆関係の存在のどちらを基本とするかをめぐり議論されてきた。そこには、兵農分離という別次元の問題を基準とする公儀（主人）一家中関係の評価・「家中」と分国という複合的構造の捨象という欠陥がある。「家中」は、中世後期の在地領主制支配の変動により、従来の家支配の枠を越えて新たに成立した、擬制的血縁関係に基づく地縁の武士団結合である。その成立要因の内に公儀支配権の絶対性をもたらし契機＝家臣相互間の矛盾が胚胎していたが、「家中」に包摂される範囲を決定する条件は未確定である。一方、分国には同様の「家中」を形成した国衆的家臣が存在し、強い独立性を保持していた。大名は、公権力的立場から統制を強化しようとするが、結局人格的結合関係を通じずには権力意思を貫徹できなかった。それは、未熟な近世権力というより、封建権力の本来的あり方とすべきと思われる。

〈第五章〉毛利氏の惣国検地にに基づく知行打渡業務に従事した奉行人の任務・権限関係を分析すると、当時の行政機構の性格が明らかになる。奉行人の内には、以前より毛利権力の行政を担当した者も多いが、他にも大量の家臣が動員されている。船役賦課という特殊目的の場合や特定の地域においては、給地・給人の性格に関わりなく、単一の組合せの奉行人集団により打渡状が出されており、官僚制的行政機構の整備を推定させる。しかし、多くの地域では組合せは複雑を極めた。それは、打渡業務を対象給人と特定の関係——寄親・訴訟の取次・職務上の上司など——にある者が担当したためと考えられる。つまり行政執行において、家臣団内部の主従的な人格関係が依然重要な役割を果たしていたのである。

以上の検討からすれば、多様な領主層の主従制的統合体としての戦国大名権力は、その完成度を近世大名を基準として測るのではなく、それ自体の独自な構造的特徴を検出する視角からこそ、その本質を解明しようといえる。それを踏まえて近世大名への転化の意味を検討することにより、幕藩体制成立の歴史的意義は明らかになるのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 大名領国制の研究

審査員 中 村 政 則
加 藤 博
西 成 田 豊

1 はじめに

戦国大名領国制については、従来これを中世的権力の最後の形態ととらえる見解、あるいは近世的権力の端緒的形態としてとらえる見解とが対立してきた。しかし、この二つの見解とも戦国大名領国制を中世から近世へいたる時期の過渡的・不安定的な権力とする点では共通している。池氏の論文は、これらの見解を否定し、大名領国制を中世的権力でも近世的権力でもない独自の封建権力と位置づけ、これを多角的な視点から構造的に解明したものである。まず本論文の構成を示せば、次のとおりである。

第1部 大名領国制研究の課題

第1章 大名領国制研究の視角

第2章 大名領国制試論

第2部 大名領国制と地域社会

第1章 中世後期の在地動向

第2章 大名領国形成期における国人層の動向

第3章 中近世移行期における国家・社会と領主制

第3部 大名領国制の支配構造

第1章 戦国大名の領有編成

第2章 戦国大名の権力基盤

第3章 戦国大名領国制における「貫高」制の意義

第4章 戦国大名権力構造論の問題点

第5章 豊臣期毛利権力の行政機構の性格

2 本論文の内容

第1部第1章は、大名領国制をめぐる研究動向を学説的に整理し、池氏独自の視点で批判したものである。すなわち、「純粹封建制」論、「太閤検地＝封建革命」説、人民闘争史研究、戦国大名法研究、「地域的一揆体制」論、中近世移行期村落論などの諸学説を整理し、それらがいずれも戦国大名を過渡的権力としてしか位置づけられないという難点を有していることが明らかにされている。そこで池氏が一貫して主張している点は、社会構成体史研究すなわち階級関係一元論＝基底還元論的視角からは大名領国制の独自の歴史的特徴を明らかにできないということである。

第1部第2章は、大名領国制とは何かについて池氏自身の「大名領国制」概念を明瞭に提示している。大名領国制概念は、学会に提起された当初は、領主層の知行制を媒介とする主従制の結集による地域の封建支配体制という意味で使われていた。その後、大名領国制の独自の歴史的段階性や公権力的性格を重視すべきであるという見解が出され、現在では、地域封建権力による一国人領を越えた独自の公的領域支配制度といった意味で使われている。池氏はこの概念規定を承認したうえで、そうした大名領国制が形成される基本要因は、在地領主支配の変質、国人一揆・領主間協約による社会秩序維持の限界の露呈に示されるような、在地領主支配の変動である、と主張する。戦乱という軍事的契機は領主層を直接的に結集させる契機には違いないが、戦乱をまき起こす内的要因が大名領国形成期には独自に存在していたのであって、家臣は大名の直接的統制下におかれることにより「家中」内部や近隣への勢力拡大の方向は閉ざされ、そのはけ口を外部へ求めざるを得なくなる。したがって領土拡張戦争は、大名領国の形成によって必然的にもたらされるとともに、逆にそれを一層促進する役割を果たした。こうして成立する大名領国は、その形成要因に規定され、裁判と軍事指揮を中心とする独自の構造的特徴を有することとなった。

第1部が本書の総論であるとすれば、第2部を構成する3つの章は、大名領国制が成立する歴史的前提条件である地域社会の動向について分析したものである。

まず第2部第1章は、中世後期の中国地方において中間得分権をめぐって展開す

る社会関係を、在地小領主層の動向を中心に分析し、戦国大名によるその編成替の歴史的前提を解明している。中世後期に有力百姓は広汎な土地集積をおとして在地小領主となり、「百姓的」剰余取得権と規定すべき権利を保有するようになった。こうした在地小領主層は戦国大名権力の侵入によって急速な分解をとげ、侵入を拒否する勢力は討滅される一方、これに積極的に呼応する勢力は大名の家臣として領主階級に上昇転化していく。大名権力によるこうした在地掌握は、「百姓的」剰余取得権じたいの存在を否定するものであり、「百姓的」剰余取得権は大名権力の領有体系の一環としての「下級領有権」に性格転化をとげることとなった。

第2部第2章は、越後上杉領国に統合された阿賀北衆（現新潟県北蒲原郡・岩船郡域を拠点とした国人領主群）を対象に、自立的国人層が領国に統合されていく過程を具体的に検討し、大名領国形成の社会的要因を解明している。池氏によれば、大名領国形成の社会的要因は、従来考えられてきたような領主と農民の階級関係のうちにあったのではなく、領主階級内部の関係にあった。すなわち、領主層の存在形態の変化が、所領問題をめぐって、小領主的階層から国人層にいたるまでの深刻な対立をひき起こし、これが直接の社会的要因となって、領主階級の縦の統合の強化、すなわち大名領国の形成をうながした。

第2部第3章は、中世から近世への移行期という比較的広い枠組みをあらかじめ設定し、村落、在地小領主層、大名検地などの側面から在地の動向を立体的にとらえようとする視点を打ち出している。すなわち、当該期の在地社会での集団・共同関係は重層的で、村落内部の有力親族集団間の対立も深刻であり、大名権力は、こうした状況を利用して自立的集団を解体し、在地社会の再編を進めた。したがって大名検地を通じて形成される在地支配体制は、村請制を志向するものでなく、在地領主制にもとづく個別給人の支配を基本としていた。

第3部を構成する五つの章は、いずれも戦国大名論であり、ことに戦国大名の権力編成と支配構造を克明に考察している。

第3部第1章は、毛利領国を対象に、戦国大名領国の権力構造の独自の特徴を、その基礎である土地制度の側面から解明している。豊臣期に実施された惣国検地は、荘園制下の中間得分をも掌握するものであったが、それを近世的な一職支配的領有制ではなく、重層的領有制に編成したところに、独自の特徴があった。この重層的領有関係は、年貢・諸役の負担と軍事奉公の義務、剰余取得権の権利を有する「下

級領有」権と、年貢取得権と軍事奉公義務を有するが下地支配から切り離された「上級領有」権とからなっていた。毛利氏が中間得分権を従来の年貢部分と同質な「下級領有権」として知行制のなかに確定したことは、在地小領主の広汎な家臣化の条件として権力基盤の拡大に重要な意義をもつこととなった。毛利氏は家臣団編成と在地支配において、権力基盤を「下級領有」権者におくことによって、在地領主制をより深化させた権力構造を有することとなった。

第3部第2章は、戦国大名が新たに家臣化した在地小領主層を基盤として、在地支配・有力家臣の統制・軍事力の編成をおこない、在地領主制をより深化させた権力構造をつくりだしたことを、毛利領国を例に明らかにしている。戦国大名毛利氏は、村落の中心的存在である在地小領主層を新たに家臣として編成し、彼らの軍事力・在地支配力を掌握することによって、権力基盤の拡大・強化をはかった。その出発点となったのは、検地を通じた在地掌握の深化であった。これによって、在地小領主層はそれまで有していた「百姓的」剰余取得権の給分化を含めて大名と正式の知行関係を形成し、「在村給人」(=「下級領有権者」)へと性格を転化させる。「在村給人」は、〈代官-散使体制〉の実質的担い手である散使に登用され、蔵入地、給地を問わぬ管轄地域内の所領管理、公役の徴収といった行政機能をはたした。以上のように本章は、前章の主題である重層的領有構造を、戦国大名の権力編成という側面から具体的に考察したものである。

第3部第3章は、戦国大名領国支配の基本政策とされている貫高制の実態を毛利領国を対象に分析したものであり、貫高制を年貢收取関係や経済過程までも規制する概念としてとらえる見解を批判するものとなっている。すなわち、毛利領国における貫高制は、独自の在地掌握を必須の前提として実施されたものではなく、年貢收取の内容・方式を規定するものではなかった。在地支配の多様性を容認したまま、戦国大名の権力間抗争へ対応するため、集権的権力として確立しようとする毛利氏の軍事的要請が貫高制を生み出した。したがって貫高制は、実態の多様性を捨象した、知行宛行と軍役賦課のための抽象基準値の設定という性格を有していたのである。

第3部第4章は、戦国大名の権力構造研究でかならず問題とされる「公儀」(公権力の体現者としての大名)と「家中」(家臣団)との関係を考察している。「家中」は、中世後期の在地領主支配の変動により、従来の家支配の枠を越えて新たに

成立した、擬制的血縁関係にもとづく地縁的武士団の結合体である。池氏は、家臣相互間の矛盾のうちに「公儀」支配権の絶対性をもたらす要因が胚胎していたとし、「公儀」支配権の絶対性と家臣の独立性＝一揆の関係の存在のどちらを権力構造の基本とするかという従来の議論に一つの解答を与えた。また分国にも同様の「家中」を形成した国衆の家臣が存在し、強い独立性を保持していたが、これと大名との関係についても、池氏は独自の解釈をおこなっている。

第3部第5章は、毛利氏の惣国検地にもとづく知行打渡業務に従事した奉公人の任務・権限関係の分析をとおして、毛利領国の行政機構の性格を解明している。結論は、知行打渡業務において、家臣団内部の主従的な人格関係が依然重要な役割を果たしているというものである。多様な領主層の主従制的結合体としての戦国大名権力は、その完成度を近世大名を基準として測るのではなく、それ自体の独自の構造的特徴を検出する視角からこそ、その本質に迫りうることを、上記の結論は示唆している。

3 本論文に対する評価

戦国大名領国制研究に対する池氏の第1の学問的貢献は、戦国大名領国における重層的領有構造を、その歴史的前提を含めて明らかにし、戦国大名の権力構造の特質と統一的に把握したことである。とくに、戦国大名が「上級領有権」と「下級領有権」の双方の権力の授与・保証権を有していたことを明らかにした点は、戦国期の土地領有制を近世的な一職支配的領有制への移行形態としてとらえる見解や、荘園制下の重層的領有関係がなんらの改編も受けることなくそのまま存続したものとしてとらえる見解など、従来の相対立する考えとはまったく異なる新しい画期的な知見をもたらしたものと高く評価することができる。

第2の学問的貢献は、第1の点と関連して戦国大名の権力構造の特質を、「下級領有」権者に権力基盤をおいた、在地領主制をより深化させた権力構造と規定し、中世的権力でも近世的権力でもない、戦国大名権力の独自の歴史的構造を解明したことである。

第3の学問的貢献は、戦国大名領国支配の基本政策とされている貫高制をめぐる研究史上の対立について、一つの明瞭な解答をあたえたことである。貫高制については、これを生産力をふまえた年貢額や知行高を包括する実体的数値とみる見解と、

軍役の基準高を定めた一種の政治的な数値とみる見解の対立が存在していた。池氏は、毛利領国を対象にしてではあるが、貫高が軍役賦課のための抽象的基準値であったことを実証することによって、上述の見解の対立に説得力のある解答をあたえた。

第4の貢献は、大名検地を通じて形成される在地支配体制は村請制を志向するものではないことを明らかにすることによって、近世の村請制村落は、中世後期の惣村の延長線上にあるとする、近年の中近世村落連続論を明確に批判したことである。

以上が本論文の学問的貢献であるが、問題点がないわけではない。その第1は、本論文の分析の主たる対象は毛利領国であるが、そこで得られた知見はほかの戦国大名領国にどこまで一般化できるかという問題である。近年、各地域の大名領国に関する研究は急速に進んでおり、そうした研究の成果を吸収しつつ、毛利領国とほかの大名領国との同一性と差異性を総括的に論じる終章が設けられるべきであった。

第2は、池氏は戦国大名領国は近国でも遠国でもなく中間地帯(中国地方、北九州、北陸、関東)で典型的に成立したと述べているが、畿内近国では在地勢力の力が強く国人一揆や地域の一揆体制が成立していた。その点では戦国時代は戦国大名領国と、それとは異質な権力の併存状態にあったのであり、将軍・天皇の視点も考慮に入れば、戦国時代は近国、中間地帯、遠国で多様な権力編成が併存していた時代と考えられる。中世前期の荘園公領制的国家支配、近世の幕藩制的国家支配が全国規模のものであったことを考えれば、池氏の研究は本来上記のような多様な権力の構造的総体を問題とすべきだったのではないだろうか。しかし実は池氏は、この点について、「大名領国制の展開と将軍・天皇」(『講座日本歴史』4, 東京大学出版会, 1985年所収)という論文でそれなりの解釈を提示している。終章のもう一つの柱として、この論文の内容が取り入れられていれば、本書の研究はそれだけでもっと厚みを増したであろう。

最後に、これは池氏のみならず日本中世史研究者のほとんどすべてに対する注文であるが、史料上の用語がそのまま学問的概念となっているため、大変読みづらかった。史料上の用語をそのまま使わざるをえないところは、やむをえないとしても、可能なかぎり歴史学・経済史学の一般的概念に再構成・再解釈して論を進めてほしいかった。

以上3点、本論文に対する批判的コメント・注文を述べた。しかし、上記の批判

は前述のような本論文の学問的価値をいささかでも損なうものではない。戦国大名領国制の研究にとって、本論文は多くの研究者の記憶に永くとどめられることになるであろう。

以上の評価にもとづき、審査員一同は、面接審査の結果と合わせて、池享氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

1997 年 3 月 3 日

張謇と中国近代企業

中 井 英 基

Ⅰ 論文の意図と構成

本論文は、清末民国初期の江蘇省南通において、張謇（ちょうけん Zhang Jian 1853-1926）という伝統的読書人（士大夫）が、綿紡績業と開墾業において展開した企業経営行動を、後発工業化における「紳商企業家」の企業家精神（アントルプレヌルシップ）として捉えて具体的に解明し、その特徴・役割・限界・意義などを探ろうとする研究である。

19世紀の清末期とは、東漸しつつあった西洋の圧力下に、中国が「富強救国」を目指して伝統的農業社会から近代産業社会へ否応なく向わざるをえなくなった時期である。その社会経済システムの転換は、中国のように伝統志向の極めて強い社会にとっては、あまりに大きな課題であった。当然ながら清末期と次の国民党の民国期では完遂できず、現在の社会主義体制へと引き継がれたが、いまなお未完のままであり、21世紀にこそその成就が切望されている。清末期の中国経済は、この少なくとも三世紀にわたるシステム転換の開始期に当たると思われる。そこでは伝統的な商慣習・組織・制度と外来の近代的な経済組織・制度とが、摩擦・葛藤を起こしながら融合しつつもあり、後発中国の企業者たちは、複雑かつ屈折した動機・理念の下に、近代企業の設立と経営に懸命に取り組み、中国工業化という巨大な課題に向かって挑戦を開始していた。

張謇は、元来農民の子であり、長年の間科挙の試験を目指して勉学を続け、首席で合格した士大夫ではあったが、列強の侵略と内乱続発による亡国の危機下に、官途を捨てて政治・実業・教育その他で幅広く活躍した人物である。彼について、これまで内外の研究者は主に立憲運動など政治面での活動を取り上げて検討してきた。

彼の経済活動を取り上げる場合には、資本の人格的表現としての意味における資本家として捉え、階級的観点から分析するのが常であった。しかしながら、そのような観点からの張謇は単に資本の論理に従うのみであり、士大夫としての側面とどのように統一されていた人物なのか、あいまいなままであった。つまり、士大夫としての張謇と資本家としての張謇が別個に切り離され、異なった論理で各々が説明され、張謇の全存在が捉えられていなかった。それに対して、本論文では「企業者史」の視点を導入し、張謇の経歴と思想の遍歴過程を確認しつつ、「農民の子→士大夫→官僚・紳士→紳商→近代的紳商企業家」という展開図式の中で彼を捉え直し、同時に彼の精神内部に士大夫的な伝統的エートスと紳商としての近代的エートスとの緊張関係（ないし均衡）を想定し、その特異な企業経営行動を説明しようと試みた。また本論文には伝統と近代との関係について独自の前提がある。従来の認識では伝統的要因は近代化にとつての阻害要因として切り捨てられることが多かったが、本論文では、近代と伝統との乖離が大きい後発社会においては、伝統の支援なしには近代も成立し難いと理解されている。但し、両者の組み合わせには個々の民族や社会の歴史的背景によって当然差異があり、そこから伝統と近代との中国固有の組み合わせを探るという接近法が採用される。

彼の企業経営行動の中心は、綿紡織業の大生紗廠と開墾植綿の通海墾牧公司の二つにあった。大生は、中国民族資本系の紡績業の中でも、希有の成功例としてあまりにも有名である。また墾牧は会社形態で開墾・植綿を行い、紡績業に原綿を供給する新しい実験として注目を集め、全国の模範とされた。本論文がこの二つの公司を軸に展開された張謇の企業家精神を検討する理由は、両公司が抜群の好成績をあげて全国の模範とされ、中国初期工業化における重要な指導的企業であったことにある。この両公司の設立・経営をめぐる張謇の企業家精神の分析を通して、当時の伝統的な経営行動様式や経営体質がどのようなものであり、それらが企業家の指導力や経営努力によってどこまで打破されたのか、あるいは克服されずに残ったのか、などの問題点を解明できると考えたからにはほかならない。そしてこれらの問題は究極的には近代中国の経済発展を阻んだ根本原因が一体どこにあったのか、すなわち外国の侵略なのか、それとも国内の伝統的経営体質なのか、という論争点とも関連する。本論文は、いわば企業者と企業というミクロの個別事例を通して、上記のような近代中国経済・経営全体のマクロの問題へ接近して、新しい知見と見通しを探

るべく検討を試みるものである。

本論文は、張謇の生涯と大生・墾牧両公司における彼の企業経営行動を考察した、以下のような14章の論文と6つの補論から構成されている。

序 章

第I部 紳商企業家の誕生

第一章 農民から士大夫、そして紳商へ

第二章 紳商と家産構成

補論一 〔書評〕R・マーフィ著『局外者（アウトサイダー）』

補論二 〔書評〕M・バステッド著「二〇世紀初頭、中国教育改革の諸相」

補論三 〔書評〕史国衡「中国近代ビジネス階級の初期発展」

第II部 南通大生紗廠の設立と経営

第一章 中国在来綿業の盛衰と再編

第二章 上海機器織布局と湖北織布官局

第三章 南通在来綿業の再編成

第四章 大生紗廠の設立と張謇の役割

第五章 民族紡績業不振の原因

第六章 「花貴紗賤」と紡績業

第七章 股份有限公司の経営体質

第八章 大生紗廠の成長と挫折

補論一 大生創業時の「廠約」

補論二 創業期の決算・営業報告書

第III部 通海墾牧公司の設立と経営

第一章 清末の通海墾牧公司

第二章 民国初の墾牧公司与塩墾公司

補論一 通海墾牧公司の集股章程

終 章

以上の諸論文は、その全てを今回新たに書き下ろしたものではない、というより、その半ばは、かつて一橋大学大学院に提出した「昭和47年度・博士課程単位取得

論文：清末民国初の江北における開墾事業——張謇の企業者活動」（指導教官：村松祐次教授）を原型とし、その後二十数年間新しい資料の渉猟と並行して書き足してきた諸論文に、改めて現在の視点で補足・修正を施しつつ、集大成したものである（序章・終章、第Ⅱ部第八章、第Ⅲ部第二章後半のみが書き下ろし原稿）。その間、問題点をできるだけ多面的に捉え、かつ人物理解を深めるべく分析手法にも工夫をこらした。その結果、本書には張謇についての企業者史、大生・墾牧両公司に対する企業史、そして企業・企業者を取り囲みそれらを規定する経済要因に対する経済史の三つの研究方法が学際的に使用されており、また同時に張謇とその他の企業家、大生紗廠と他の紡績企業、近代中国と明治日本の各工業化、など比較史の視点も導入されて、清末民国初期の経済・経営問題が立体的構造的に究明されるように努力されている。

Ⅱ 各章の要旨

次に各章の内容を紹介しよう。まず「序章」では、本書の課題と分析の枠組み、張謇・中国近代綿紡績業・開墾業三者に関する内外の研究史とそこにおける問題点、それと密接な関係のある研究資料の発掘・出版状況の三つが概括されている。

本論文は3部に大別される。まず第Ⅰ部「紳商企業家の誕生」では、太平天国の乱から日清戦争までにおける張謇の前半生と、その間における企業者エートスの形成にかかわる問題が扱われる。第一章「農民から士大夫、そして紳商へ」は、さらに六節に分かれる。第一節は、東西両文明の接触に伴う緊張・摩擦という視点から、清末の文化摩擦の構造を探り、洋務・守旧・変法など政治動向の関係を見直そうとする試みである。第二節は主としてアメリカの思想研究を紹介しながら、清末の排外主義的底流を確認する。第三節では、農民の子とした生まれた張謇が、科挙を目指して勉学する過程で、朱子学的志向の強い少壮の官僚集団「清流」の影響をうけ、その人々から将来を囑目されながら成長した過程を跡づける。張謇の伝記については新旧の研究に導かれながら、年譜・日記その他の史料を使って若干の新しい点を補足した。第四節は「清流」そのものについて、同じくアメリカの研究を軸として諸研究を整理した。「清流」についてはすでに先学の言及があるが、文献上の整理と確認を試みたのは本書が最初である。第五節では、張謇が科挙の重なる失敗によってやむなく故郷において自立の途を模索し、公司形式による養蚕業の普及を試み

ていた経緯を探る。この点が企業者エートスの形成につながる事が指摘されている。と同時に張謇が伝統文化の中から生み出され、新旧の文化摩擦の過程で育まれ、鍛えられた「時代の子」であったことも確認できよう。第六節において、その張謇がようやく科挙に状元(首席)で合格したものの、日清戦争後に予期せぬ企業家へと転進していく契機・過程・動機などが検討されている。とくに外国資本の進出とそれへの対抗策、清流の人脈、などが検討される。

第二章「紳商と家産構成」は二節に分かれる。第一節では、先行研究を参照しながら、19世紀後半に「紳商」という新しい社会階層が形成された経過を確認し、第二節では、張謇兄弟が義和団後に所有していた家産の構成(とくに大土地所有と近代産業投資の併存)を検討しながら、近代的紳商の特徴、また彼ら兄弟の複雑な新旧エートスの構造ないし均衡を探り出す。さらにまた張謇が日清戦争後に紳商企業家として登場した背後には、広範なこの紳商層の形成があり、彼の役割はかれらを組織化し、一定の目標と方向を与えた点にあった。その具体的な問題点は、第II部第四章で改めて再確認される。総じて、この第I部においては、近代企業の設立に向けて士大夫を駆り立てた要因には、革新的なものよりもむしろ伝統的要因(士大夫としての使命感、朱子学のもつナショナリズムの傾向、恒産としての大土地所有など)が強力に作用したことが言及されている。

補論の三編は、いずれも第II部を理解するのに有益と思われる書評である。その一は、アメリカの地理・歴史学者のR・マーフィ著『局外者』である。完全な植民地であったインドとの比較において、「半」植民地とされる近代中国の文化摩擦の背景と特徴、またいわゆる「西洋の衝撃」の内容・影響力の特質を把握するための視点が示唆されている。その二はフランスの張謇研究者であるM・バスティド著『二〇世紀初頭、中国教育改革の諸相』である。光緒新政において活躍した「近代的紳商」の役割に注目したその内容を摘記した。その三として、大戦直後にアメリカから出版された史国衡著「中国近代ビジネス階級の初期発展」の内容を紹介し、そこに概観された中国近代のビジネスマンの歴史と役割を確認しつつ、中国近代経営史の原点ともいべきこの研究の先駆的意義を指摘した。

第II部「南通大生紗廠の設立と経営」では、表題のとおり、綿紡績の大生紗廠を対象とし、八章にわたってその設立とその背景、操業開始後の経営諸問題、第一次大戦後の挫折の過程・原因などを取り上げている。第一章「中国在来綿業の盛衰

と再編』は、在来手織綿業（土布）の歴史、外国機械製綿糸布が流入して以降の盛衰・再編の過程、再編の評価などの諸点について先行研究の整理を行った。また第二章「上海機器織布局と湖北織布官局」も、両社の設立・経営問題についての諸先学の研究を整理し、後の大生紗廠設立の背景を解明した。第三章「南通在来綿業の再編成」では、江蘇省南通の農村手工業として勃興した手織綿布生産の展開を跡づけた。とくに1890年前後にインド糸を原料とした南通土布業の再編と成長に焦点が当てられている。第四章「大生紗廠の設立と張謇の役割」は、大生設立の過程とそこでの問題点、とりわけ当初必ずしも張謇が積極的ではなかった原因の確認、上海商人層と南通地元紳商層との指向性の違い、張謇の「官商之郵」という役割の内容とその後の変化、後発工業化との関連において注目される資金調達と支出節減の努力などの諸点について検討した。

戦後における中国綿紡績業史研究の出発点を築いた中国の嚴中平氏は、第一次大戦前の中国民族紡績業不振の原因として、外国綿糸布の流入・外国資本の侵略・国内封建勢力の圧迫など外因としての四点を指摘していたが、第五章「民族紡績業不振の原因」でそれらが必ずしも妥当しないことを論証した。その上で、第六章「『花貴紗賤』と紡績業」において、当時の市場条件の集約的現象としての「花貴紗賤」と、それに対する企業家の積極的な原綿政策こそが企業成否の分岐点であったことを示し、張謇の大生の事例を紹介した。そしてまたその原綿政策の背後にそれを可能にさせた状元取得と官利支払いという伝統的要因があったことの指摘もある。「花貴紗賤」の現象それ自体は、これまで全く知られてなかったわけではないが、中国綿紡績業の成否に関係する市場条件として論及し、その発生メカニズムの解明を試みたのは本論文が最初である。「花貴紗賤」がその後の中国綿業史研究上の論点の一つになったと思われる。第七章「股份有限公司の経営体質」は、近代会社組織の受容という視点から、大生の合股的経営体質を検討したものである。合股組織についてはすでに根岸佶氏の研究によって主要な問題点が指摘されているが、本章はそれを踏まえて、とくに資金流用・第一次股东会・経営成果の配分などを検討した。その結果、大生紗廠に濃厚な合股的体質がいつ改革されるか、この点が大生の課題であった点が指摘されている。第八章「大生紗廠の成長と挫折」は、それまで七章の研究でなお不足している部分を穴埋すべく、この度書き下ろした論文である。第一次大戦の前後に分けて大生の経営状況、とくに経営組織・営業成績・分廠

設立・関連企業の設立・資金流用と大生挫折などの諸点を検討した。第七章との関連では、伝統的要因に依拠することが大きい大生の経営体質がほとんど改善されなかった点に、その挫折の根本原因があるとした。

第II部の補論は二編である。一つは大生紗廠の「廠約」(工場経営管理諸規則)の試訳と解説であり、大生の経営理念・経営組織・経営成果配分などが説明される。もう一つは創業期(1896-1899-1903)の中国式決算・営業報告書の分析であり、先の「廠約」の反映された数字が確認される。いずれも大生の成立・経営を理解するのに有益な資料である。

開墾は、上記の紡績業とほぼ並行して進められた事業であるが、墾牧会社の設立と経営をめぐることは、紡績の場合より難問が多く発生した。第III部「通海墾牧会社の設立と経営」は、辛亥革命の前後で二章に分けて、第一章「清末の通海墾牧公司」では、六節にわたって義和団直後から辛亥(1911年)の第一次股東会までの墾牧の建設の歴史、張謇の真の目的、その過程で遭遇した数々の障害、官利の代わりに設定された分地制、導入された小作制度の概要、途中から付与された墾牧の政治的意味、などを解明する。墾牧の場合にも大生同様に張謇以下スタッフの献身的な奮闘により、多くの障害が乗り越えられていった経過が跡づけられる。第二章「民国初の墾牧公司与塩墾公司」は、民国初の墾牧の状況、とくに分地の実施と墾牧の分解、またそれと並行して淮南塩区の開墾ブームの下で設立された多数の塩墾諸会社の状況と挫折についても概観する。総じて、開墾事業の失敗の真の原因が、分地制の採用そのものよりは、むしろ分地制を超克できなかった張謇兄弟の企業家精神の衰退に求められている。

第III部の補論は、墾牧の集股章程の試訳である。清末の開墾企業の性格と問題点、開墾業における企業者張謇の経営理念や企業家精神を知るための基本資料として提示される。

本論文の最後の「終章」では、張謇と次の世代の栄家という二組の企業家兄弟が、そのエートス・企業家精神の有り様・素材産業の経営戦略などにおいて比較される。また日清戦争以降に張謇が試みた伝統的経営風土の革新(「農本商末」思想の打破、商辦(民営)企業の保護・育成、紳商層の組織化など)について、未完におわたったその課題が現在の社会主義体制下においてもなお完成されずに残り、二一世紀にその全き実現が希求されていること、また政治権力の奪取にこだわった孫文・康有為

の場合と異なる、「実業と教育による近代化」という新しい選択肢が、張謇の努力によって近代中国の前に初めて提示されたことなどが指摘されている。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 張謇と中国近代企業

審査員 斎 藤 修
谷 口 晉 吉
江 夏 由 樹

I はじめに

審査は、提出された学位請求論文『張謇と中国近代企業』（北海道大学図書刊行会、1996年5月、XIV+621+9頁）を対象として行われた。

請求論文は、三部一二章六補論からなり、申請者中井英基氏が1972年から1995年にかけて発表した論文の主要な部分が、張謇と澁沢栄一とを比較した一群の論文を除いて、殆ど全て収められている。本請求論文の構成は次の通りである。

序章

第I部 紳商企業家の誕生（第一章 農民から士大夫、そして紳商へ、第二章 紳商と家産構成、補論一～三）

第II部 南通大生紗廠の設立と経営（第一章 中国在来綿業の盛衰と再編、第二章 上海機器織布局と湖北織布官局、第三章 南通在来綿業の再編成、第四章 大生紗廠の設立と張謇の役割、第五章 民族紡績業不振の原因、第六章 「花貴紗賤」と紡績業、第七章 股份有限公司の経営体質、第八章 大生紗廠の成長と挫折、補論一～二）

第III部 通海墾牧公司の設立と経営（第一章 清末の通海墾牧公司、第二章 民国初の墾牧公司与塩墾公司、補論一）

終章

II 論文の要旨

〈序章〉序章は、本研究が、中国の伝統的農業社会が近代産業社会に移行を開始した清末～民初に、伝統的商慣習・制度と外来の近代的組織・制度が摩擦を生じながら融合する過程で、一人の伝統的読書人（士大夫、郷紳）である張謇（1853-1926）が如何なる企業家精神を発揮したかを、その個人的・時代的限界と共に解明する試みであることを述べる。

〈第I部 紳商企業家の誕生〉第I部は、中国に近代的な企業形態を導入した代表的な先駆者張謇の近代企業者としてのエートスが、どの様な時代的・個人的環境の中で形成されたのかを研究史の丁寧なサーヴェイを通じて明らかにする。ここで問題とされるのは単に張謇一個人ではなく、一九世紀後半から二〇世紀前半の中国の進路に大きな影響力を持った一群の人々が、どの様な社会的・思想的背景を持ち、どの様に中国の社会政治経済の発展に貢献したかが問われる。この文脈で著者が重視するのは「清流」と郷紳・紳商である。第一章で論じられる清流とは、「廉潔さを保ちつつ、政治に積極的に関与した」開明の高級官僚のゆるやかな集団であり、彼らは儒教的倫理に立つ伝統的読書人でありながら、冷静に「外洋の強」は「船堅砲利」（優れた工業力・軍事科学力）にある事を認め、中国を外洋から守るには、人材養成（教育）・富強救国・実業救国以外に道はない事を見抜いていた。又、この様な実業救国を図るには、当時の腐敗した官僚が主導権を握る守旧派政治とは一線を画したあらたな政治体制が必要である事をも理解していた。本章は、従来、正当な位置を与えられてこなかった、この清流の人々が、中国近代化の重要な推進力であった事を説得的に示している。

第二章で考察される郷紳とは、郷里を活動の場とする現役、或いは、退役の官僚であり、ごく少数の上層郷紳（進士合格者）と大多数の下層郷紳に分かれた。郷紳は儒教的素養、倫理を身につけ、公共的な機能を果たす地方の名望家であり、官と民を仲介し、地方の指導的エリートとして政治、経済、社会に大きな影響力を持った。太平天国の乱を境にこの様な郷紳の数が急増し、それに伴い、彼らの中で商業に携わる者（紳商）も増加した。そして、日清戦争後、民間の工業化が開始された時、彼らが中国商工業の近代化の担い手として重要な役割を果たした事が明らかにされる。

本研究は、張謇を、農民、幕僚、士大夫、官僚、紳商と転身を重ねつつ、清流の思想に立ち、中央政界の張之洞らと密接な関係を保って地方においてその思想を実践した、経済的ナショナリズムに目覚めた上層郷紳として把握する。ところで、張謇は二〇世紀初頭までに大地主になっており、その地代収入が廉潔な士としての彼の企業活動を支えていた。かくて、本書は、張謇の中に伝統的郷紳地主、近代的紳商、清流に共鳴する立憲派士大夫などが併存する複雑なエートスの構造を見出している。

〈第Ⅱ部 南通大生紗廠の設立と経営〉 第Ⅱ部は八章からなり、張謇が、官僚としての栄達を断念し郷里南通に腰を落ちつけて紳商へと転身する契機となった、綿紡績業の設立とその経営に関わる諸問題を扱う。第1次史料の丹念な読解を基礎としており、続く第Ⅲ部と共に、学界に対してオリジナルな貢献をなす、本書の中心部分である。

第一章は、中国市場を巡る洋糸／工場製綿糸と手紡糸の関係を論じている。従来、紡績においては、手紡糸の生産性が極めて低かったので、在来綿業が土布生産を拡大すると、たちまち原糸不足が桎梏となって一層の発展を阻まれた。他方、織布業では、洋布／工場製織布と最新手織機による土布との生産性格差はさほど大きくなかった。一九世紀末にインドから安価な低番手の綿糸が大量輸入されると、土布業は、輸入綿糸と手紡糸を交織した新土布の生産を開始し、農村市場では土布が、都市市場では工場製織布が市場を支配するという構図が出来上がり、在来綿業は新たな発展を始めた。こうして拡大した新土布生産は一層の洋糸輸入を生み、かつ国内の原綿生産の拡大を促した。又、農家家内副業に依拠した問屋制手工業の産する新土布は、安価な農村過剰労働力を利用出来たので、商人問屋には、家内制手織織布を機械化する誘因は働かなかった。こうして本章は、先行業績の慎重な検討を通して、通説となっていた中国在来綿業の衰退説を否定し、かつ、新土布業の発展が工場制紡績業の国内建設の条件を整えた事を示している。

第二章では、上述の状況下で、1890年代初めに、洋務派の二大官僚李鴻章、張之洞が主導して近代的紡績工場が起こされたが、いずれも失敗に終わった事情が述べられる。著者は、その失敗の原因を、入手可能な経営資源に対して過大な規模の工場を一挙に設立しようとした為に、経営管理、技術、資金のいずれにおいても解決不可能な困難が生じた事に求め、官僚資本家における「企業家精神」の欠如が、

近代工業建設の失敗をもたらしたと指摘する。

第三章は、張謇が綿紡績業を起こした南通の立地、在来綿業、原綿生産等について説明する。江北の南通及び海門地域は、一九世紀後半には中国で折りの良質の原綿を産し、土布生産の地方的中心地の一つであった。南通の土布は中国の東北市場で大きな需要をもったが、手紡糸の低い生産性がネックとなり大量生産ができず、市場機会を十分に生かし切れなかった。1885年以降、この江北へのインド糸輸入が増加し、それを原糸とした新土布生産が相互に競争を繰り広げつつ拡大した。こうして、本章は、南通に、企業家精神を備えた企業者にとり絶好の投資機会が存在していた事を明らかにする。

第四章は、張謇による大生紗廠の設立過程を扱う。清流の大物官僚張之洞は、日清戦争を機に外国資本が大半中国に押し寄せた事への対応策として民族系工業の建設(設廠自救)を推進すべく、1895年、旧知の張謇に江北地区に近代的綿業を起こす事を要請した。張謇はこれを受け、郷里南通に大生紗廠を起こした。張謇は初め紗廠を完全な民間企業とする事を考えたが、結局、商と官の資金を導入しつつ経営は紳商が行う紳領商弁の合資会社(公司)に落ちついた。張謇は総支配人(総經理)として全面的に経営に関与し、こうして紳商企業家へと転身した。

操業開始後は製品の高品質と優れた経営によって、上海などの他の民族紡が不振に喘ぐ中、大生紗廠の経営は軌道に乗った。本章では、内部資料の分析により、大生紗廠は平均20%という高率配当を出し、又、大きな内部資金を蓄積して、民族紡として希有の成功を収めた事が明らかにされている。

著者は、この大生紗廠の成功を、張謇や紗廠の上・中級管理職についた彼の同志達(郷紳層)の経営努力に求める。彼らは、紗廠経営を通して国家、地域社会に尽くす事を目指して低い報酬で懸命に働き、創業時の資本不足を、他の紗廠と比較してはるかに低い支出で乗り切った。このような禁欲的態度は当時の商人層には期待し難いものであった。又、張謇の士大夫としての人脉は政府、官僚から特別の優遇措置を引き出す事を可能にした。こうして、優れた資質を持つ企業者が後発工業化の得難い経営資源となりうる事を具体的に明らかにした点は、本章のもう一つのメリットである。

第五章は、一九世紀末から第一次世界大戦までの中国における民族紡一般の低調な業績の原因を探っている。通説は、この不振を輸入綿糸、外資紡などとの競争と

いう外因に求めるが、著者は、それを国内条件（各種市場、技術、企業家精神）の未成熟に求める。1890年代から生産を始めた民族紡の綿糸は、市場競争で洋糸に劣る事はなかった。また、外資紡も民族紡同様に運転資金不足に悩まされており、両者は経営環境上、共通点が多い。それにも拘わらず、日露戦争後、民族紡と外資紡の業績が大きく開いた理由は、両者の経営体質の違いにあったと著者は論じる。

第六章は、民族紡の経営体質に光を当てるべく、「花貴紗賤」（原綿価格騰貴と綿糸価格低落の同時発生）を取り上げる。花貴紗賤は、原綿生産の不安定性、原綿・綿糸市場の局地性、新土布業が伸縮性の高い農家家内副業である事、近代的紡績業の一斉開業による原綿価格上昇と綿糸価格の低落などの結果として発生した。これに対する各企業の対応のあり方が、それぞれの企業の命運を決した事を本研究は明らかにする。外資紡は、原綿を価格の低い収穫期に大量に仕入れたり、安価なインド綿、アメリカ綿の仕入れ量を増やすなどの対応策を採り、原料高の影響を最小に押さえる経営努力を怠らなかった。だが、大多数の民族紡はこの様な積極果敢な経営・投資活動を行えず、徒に経営不振に陥った。著者は、この理由の一つとして、大多数の民族紡には利潤を企業内部に留保し、経営合理化を推進するという企業家精神が欠けていた事を指摘する。

民族紡にあって、ひとり大生紗廠のみが外資紡をも上回る良好な業績を挙げ続けた。通説は、これを南通の立地上の有利性によって説明する。しかし、本研究は、大生以上に優れた立地条件を備えた民族紡も全て欠損を出した事実を指摘し、その上で、大生紗廠は原綿の直接大量購入、財務努力（潤沢な内部資金の留保、無理のない設備投資、綿糸の正価販売、現金決済の堅持など）、綿糸の将来価格の適切な予測等の地道な経営努力を行っていた事を原史料に基づき明らかにした。

第七章は、中国の伝統的経営形態である合股組織の強い影響を考察する。合股では経営を委託された総経理が経営の実権を握り、他方、株主は短期間に最大の利潤を確保する行動様式を取る。この為に企業利潤は殆ど全て株主に還元され、企業内の資本蓄積は困難である。当時の会社は、この様な合股的経営の強い影響下にあり、大生紗廠もこうした経営風土から自由ではあり得なかった。従って、大生の設立時に官利（自己資本利子）が与えられたり、その後も経営に対する株主の私的利益追求の圧力が強かった。又、総経理張謇のワンマン的権限は、彼の個人的理想の追求の為に紗廠の内部資金を大量に流用する事を許し、企業に巨大な損失を与えた。こ

うして、近代的株式会社を模した、当時の最も成功した民族紡である大生紗廠でも、企業それ自体の成長・強化より株主・経営陣の個人的利害・理想が優先されるといふ体質が残ったと、本章は指摘する。

第八章では、上に指摘された当時の経営風土の限界性が、張謇の個人史と大生紗廠の事例に即して、具体的に考察されている。大生紗廠の公金流用が先に指摘されたが、その原因は、大生紗廠の第二工場（崇明分廠，1906年）と、開墾事業（通海墾牧公司与塩墾公司）およびその他の多数の関連事業（運輸、航運、鑄物、機械、製塩、製紙等々）の設立にあった。開墾事業については第III部で扱われる。その他の関連事業は張謇の社会的使命感から始められたもので、いずれも十分な経営的計算に欠けていた。そして、この為に生じた欠損を大生紗廠の内部留保の取り崩しで補填するという悪循環が始まった。ここには、大生紗廠の経営資源はすでに一つの公器であり、総経理張謇の郷紳としての理想のために費消してはならないという基本的な企業倫理が欠如していた事が指摘されている。こうして、大生紗廠から巨額資金の流用が生じ、それを清算するために巨額の借金が重ねられ、1924年、大生紗廠の経営は張謇の手を離れ、銀行の管理下に移り、大生紗廠の一つの歴史が閉じられたのである。

〈第III部 通海墾牧公司の設立と経営〉 第III部では、第1章で植綿事業を目的とした通海墾牧公司が、第2章で製塩と開墾を兼ねた塩墾公司が、一次資料の着実な分析を踏まえて、考察される。

簡単に通海墾牧公司の概要を見る事にしよう。通州と海門両域に属し、海岸沿いに広がる荒蕪地を開墾するという構想は、早くから張謇の脳裏にあった。大生紗廠が軌道に乗ると、1901年、張謇は株主を募って資金を集め、堤防を築き、灌漑施設を設け、小作人（佃戸）を集めて開墾事業に乗り出した。開墾地の一部は公共財産（公産）とされ、そこからの地代収入は、教育施設、慈善活動など地域社会の経費とされる。株主への官利の支払いは行わず、その代わりに、十年後の分地（公司の土地の個別私有地化）が約束された。民初になって、製塩の国家独占が排されたことにともない張謇の後見下に多数設立された淮南の塩墾公司も、基本的には通海墾牧公司のシステムをモデルとしていた。

これらの事業は、会社形式によって開墾・入植を行い原綿の供給基地を建設し、大生紗廠との農工の垂直的統合を実現させるという、すぐれて経済合理的な計算に

基づいて構想されたかに見える。しかし、著者は、これらの開墾事業は、大生紗廠の場合と比べてより濃く張謇の社会的理想を反映したものであった事を明らかにする。日欧米の経済進出に対抗して、地方に近代の実業を起こし、その収益をもって「地方自治」を根付かせ、専門教育を普及させ、一種の理想郷（一新の新世界）を建設するという総合的地域開発こそが、張謇の究極の宿望であった。その実践の舞台として墾牧公司や塩墾公司が選ばれ、この社会的使命の実現の財源とされたのが大生紗廠の益金であった。経済的ナショナリズムと儒教的倫理の結合したエートスは、張謇を筆頭とする献身的かつ清廉な紳商型企業者の類型を生み出したが、彼らは永続的な企業（Going Concern）の経営者、経済的革新者であるべき近代の企業者とは区別されるべき存在であった。当時の中国にあって事業を実現するには、未だ支配者として君臨する政府・官僚を動かし、かつ伝統的な投資家を動員せねばならず、その為にも、伝統社会に足を置く張謇のエートスは、経営環境（経営風土）に適合した類型であった。だが、資本主義の論理の中で、冷徹な経済計算に基づき、近代の工業を建設していく企業者としては、張謇のエートスには大きな限界があった。彼は、大生紗廠の存亡の重大局面において、企業経営者としての合理的判断よりも士大夫としての理想を優先させ、結局、紗廠を破産させてしまった。更に、著者は、晩年の張謇においては、郷紳地主的行動が優位に立ち、開墾事業においても、分地を認めた為に、株主の私利が張謇の士大夫的理想（新世界）を押し潰す事を許し、伝統的抑圧的な地主制度を再生産させてしまったと指摘している。

〈終章〉 終章は、本研究全体の要約を与え、張謇のエートスの前近代的な限界を見据える中から、今なお進行中の中国近代化の重要な課題を明確に把握する事が可能となると指摘する。そして、「張謇の悲劇」にも拘わらず、彼の行動の中に、「実業と教育による、幅広い近代化」へのアプローチという未来への積極的な貢献を見出している。

III 評 価

本研究は、中井英基氏が四半世紀に亘って行って来た、清末～民初の紳商企業家張謇を対象とした企業者史研究の集大成である。これは、史料集が本格的に刊行される以前から、中国の文書館等で関連する一次史料を一つ一つ発掘しながら進められてきた文字通りのバイオフィア的な研究である。更に明確な問題意識と研究方法に

貫かれているという点も、本研究の優れた特徴として挙げられよう。

本研究の方法とは、企業の経営行動を、企業の置かれた経済環境や市場条件からそのまま説明するのではなく、企業経営者の企業家精神や経営風土にまで踏み入って、そこからそれぞれの企業の対応のあり方を類型化し、理解しようとするというものである。先に、論文要旨において中井氏が中国近代経済史の幾つかの通説に対して重要な修正を行ったことを指摘したが、これは、この様な斬新な方法設定があってはじめて可能になったことであり、本研究の学界に対する重要な貢献として、高く評価される。

張謇は、従来、清朝支配を内側から掘り崩した清末の立憲運動の指導者として政治史で取り上げられてきた。本研究は、張謇の中央における政治的活動が、郷里南通における企業活動、実業教育等を通しての地方自治と経済ナショナリズムの実践活動と結合して、現実根を下ろしていた事を生き活きと示している。中井氏は、こうして、企業者史の視角から張謇を取り上げることにより、清末の立憲運動が単なる政治運動に止まらず、経済・教育等を含む社会全体の改革を試みたものであったことを具体的に明らかにした。この点で、本研究は、経済史、企業者史の領域だけでなく、中国近代史研究全体に対しても大きな貢献をなしたといえよう。

本研究は、張謇が農民の子に生まれ、進士首席(状元)となりながらも官僚としての栄達の道から商業工業へと逸れ、その意味でマージナルな状況の中で中国企業史に巨大な足跡を残した事を極めて具体的に示している。本研究は、こうして日本、その他の諸国との比較史的な研究にとって一つの堅固な比較軸を用意し、後進資本主義国の比較史的研究に対しても重要な貢献を行っている。

上に述べたような史料整備状況の中で、中井氏は、年譜、日記、公司営業報告書類を丹念に収集し、綿密な史料操作によって一つ一つの結論を導くという手堅い歴史研究の手法を堅持している。この事も本研究の信頼性を増し、学問的価値を高めている。

IV 残された問題

伝統的な儒教文化の中で育った張謇が如何にして西洋的な企業経営、商慣行、機械制工場建設等のノウハウを身に着けることが出来たのかという当然の疑問に対して、本研究は明確な答えを示していない。だが、中井氏は、面接の際に、幕僚とし

て二〇年に及び地方行政に携わった中で「企業者」としての実務能力、精神を鍛え上げていったという見通しを示した。つまり、従来失敗の歴史とされてきた洋務運動、清朝主導の「近代化」が、若い実務能力を持った一群の知識人を育成し、そこから張謇の様な企業者が生み出されたという重要な仮説が提示されたのであり、中井氏には、今後の研究の中で、この仮説を検証する事を期待したい。

本研究においては、張謇の内面の錯綜したエートスの構造が平面的に指摘されたに止まり、張謇の内部におけるそれらの葛藤、相克の立体的な考察には及んでいない。その為に、何故、張謇が破滅的な公金流用を敢えて行ったのかが理解しにくい。大きな史料的制約があることは理解できるが、張謇の自己矛盾に満ちた行動をよりよく理解するには、彼のエートスの重層的な構造に更に深く迫る事が求められよう。

望蜀ではあるが、本研究でも多少言及されている様に、辛亥革命以降、特に、第一次大戦後の中国には、張謇の類型を乗り越えて前進する近代的企業者の新たな類型が出てきている。中井氏には、今後、その様な新類型の具体的姿やその輩出を可能にした近代中国の政治経済的パラダイム転換の内容を解明し、清末から中華人民共和国の誕生までの近代中国企業者史を完成させる事を期待したい。

V 審査の結論

以上に述べた様に、本研究は、若干の更に検討を要する課題が残されているとはいえ、本学の実証的歴史研究の伝統を十分に踏まえ、かつ従来の中国企業者史研究の水準を大きく引き上げた国際的にも注目される優れた業績である。審査員一同は、面接審査の結果をも考慮して、中井英基氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

一九九七年三月三日

経済改革と国有企業の行動

——中国鉄鋼業に関する実証分析——

劉 徳 強

1 概要

経済改革以降、国有企業においては、利潤分配制度改革や株式制度の導入を中心とする企業制度改革が行われる一方、市場価格の導入や自己販売の増加などを内容とする市場制度改革も行われてきた。しかし、このような改革が国有企業の行動をより合理的なものにしたかどうかについては、これまでの研究では必ずしも十分究明されたとは言えない。それはこれまでの研究には定性的な分析が多く、数量的な分析が少なかった。そのため、経済改革が果たして企業の行動に影響したかどうか、影響したとしたらどれほど影響したのかを明らかにすることができなかった。

また、数少ない数量研究においても資料の制約などにより、さまざまな問題点があった。具体的には、既存の数量分析によく見られる問題点として次のようなものがある。1) 個々の改革政策を区別しておらず、そして、企業のマイクロデータを使用しなかったため、どのような改革政策が企業の行動にどのような影響を与えたのかをはっきりと示し得なかった。2) 計画経済の下では製品価格は政策的に決められたため、製品構成の違いが無視されると、計測された経済改革の効果が制度だけの効果であるとは言えなくなる。3) 数量分析の際、計測結果に影響する制度以外の諸要因（企業の特性や資本財価格など）がコントロールされていなかった。

このような問題点を改善するために、本論文では、中国の代表的な国有企業である鉄鋼企業を分析の対象とし、各企業の製品構成の違いや企業活動の成果に影響するその他の諸要因をコントロールしつつ、様々な改革政策が企業の行動に与えた影響を究明しようと試みた。分析に使用された資料は主に著者が中国で調査した資料と冶金工業部から収集した未公表資料である。これらの資料を利用して、本論文で

は、これまでの企業制度改革や市場制度改革が、国有企業の総要素生産性や、投資行動、そして R & D 活動に貢献したかどうかを分析した。

2 論文の構成

本論文は以下のように構成されている。

第一章 中国鉄鋼業の成長と本論文の課題

1. 1 中国鉄鋼業の成長過程
1. 2 鉄鋼業における諸改革
1. 3 本論文の課題と分析の枠組
1. 4 本論文の構成

第二章 国有企業をめぐる改革：展望

2. 1 はじめに
2. 2 企業制度改革と評価
2. 3 市場制度改革と評価
2. 4 国有企業の改革とインセンティブ
2. 5 おわりに

第三章 経済改革と生産性の向上

2. 1 はじめに
3. 2 既存研究の問題点
3. 3 標本企業の特質
3. 4 生産関数による仮説の検定
3. 5 おわりに

付録 A：実質純付加価値の推定

付録 B：実質資本ストックの推定

第四章 ソフトな予算制約と投資行動

4. 1 はじめに
4. 2 投資体制の改革と鉄鋼業の投資活動
4. 3 仮説と検証方法
4. 4 投資関数による仮説の検証
4. 5 企業制度改革と投資行動

4. 6 結論と課題

第五章 経済改革とR & D活動

5. 1 はじめに

5. 2 鉄鋼業における技術水準の変化

5. 3 データと標本企業の特徴

5. 4 仮説の提起と検証方法

5. 5 仮説の検証

5. 6 鞍山鋼鉄公司におけるR & D活動

5. 7 おわりに

第六章 結論と残された課題

6. 1 企業制度改革の成果と展望

6. 2 市場制度改革の成果と展望

6. 3 残された研究課題

3 各章の要旨

第一章「中国鉄鋼業の成長と本論文の課題」では、まず、本論文の分析対象となっている鉄鋼業の改革前と改革後における成長パターンの変化やこの変化をもたらししたと思われる諸改革について概観した上で、本論文の研究課題とその分析の枠組を提示した。

経済改革前、中国の鉄鋼業は労働と資本の大量投入により量的に大きく成長したものの、労働生産性や資本生産性、そして総要素生産性は長期的に停滞していた。経済改革直前の1977年における中国鉄鋼業の総要素生産性は1952年のそれとまったく同じであった。しかし、1978年から始まった経済改革以降、中国鉄鋼業は量的に大きく拡大しただけではなく、総要素生産性も大きく向上した。このように成長パターンが変化した背景には、国有企業における企業制度改革と市場制度改革がこれに大きく貢献した可能性がある。

このことを三つの側面から数量的に分析することが本論文の課題である。つまり、これまでの経済改革により、1) 企業の生産性が向上したかどうか; 2) 企業の投資行動がより合理的になったかどうか; 3) 企業の研究開発活動はより積極的に行われたかどうか。経済改革が、これらの企業の行動にどのような影響を与えたのかを

分析するために、本論文ではエージェンシー理論の考え方を分析の枠組として利用した。それによると、国有企業においては、限界留保利潤比率の高い企業制度を採用する企業の利潤動機が強く、また、国有企業より非国有である株式制企業の利潤動機が強い、という可能性がある。

第二章「国有企業をめぐる改革：展望」は、これまでの企業制度改革と市場制度改革に関するサーベイである。まず、国有企業における利潤分配制度改革や株式制度の導入を中心とする企業制度改革と、市場価格の導入や自己販売の増加を内容とする市場制度改革の展開過程とその達成度合いについて詳しく検討し、これらの改革に関して既存の研究ではどのように評価し、どのような問題点があるかを明らかにした。特に強調したいのは、これまでの制度改革の効果に関しては定性的な研究が多く、企業のマイクロデータに基づく数量分析は極めて少ないことである。しかも、既存の数量分析においても資料の制約などによりさまざまな問題点が含まれているため、これまでの制度改革に対する評価は信頼性に欠けている。このような問題点を改善するためには、特定の産業に限定した、より厳密な数量分析が必要であることを示した。最後に、国有企業に導入された様々な企業制度を企業のインセンティブシステムに基づいて定式化し、これらの制度間における利潤動機の相対的大小関係を示した。

第三章「経済改革と生産性の向上」は、これまでに行われた経済改革が企業の総要素生産性にどのような影響を与えたのかを分析するものである。経済改革が意義のあるものであるためには、国有企業の総要素生産性を向上させねばならない。また、これからの改革の方向を検討するためには、どのような改革がどのような効果を持っているのかを明らかにする必要がある。しかし、この点に関してはこれまでの研究では必ずしも十分明らかにされたとは言えない。この章では、経済改革以降国有企業に導入された様々な企業制度のうち、利潤動機の強い企業制度ほど企業に高い生産性をもたらす、という仮説を提起した。この仮説を検証するために、企業調査と冶金工業部から収集した1980年、85年、91年と94年の資料を用いて生産関数を推計した。推定式には、この4か年に採用されていた利潤動機の異なるさまざまな企業制度をダミー変数として説明変数に加えた。また、この分析では、これまでの研究で考慮されなかった市場制度改革の影響も同時に分析し、市場制度改革が企業間の生産性格差を縮小した、という仮説を提起した。分析結果によると、

1) 1980年においては利潤動機のなかった全額利潤上納制度と比べ、利潤動機のある利潤比例留保制度の方が企業の生産性を高める効果を持っている。また、1994年においては従来の国有企業制度と比べて株式制度が企業の生産性を高める効果を持つ可能性がある。ただし、1985年における利潤請負制と法人税制、1994年における請負経営責任制と統一所得税制という国有企業の枠内における諸制度の間には、相対的な効率性に差異が存在しない。2) 計画経済体制の下で存在していた製品間の相対価格の歪が、価格制度の改革や企業の自己販売の増加により大きく是正され、その結果、異なる製品を生産する企業間の生産性格差が大幅に縮小された。

第四章「ソフトな予算制約と投資行動」は、経済改革が国有企業の投資行動にどのような影響を与えたのかを分析するためのものである。この問題に関してはこれまでに数量的な分析が極めて少なかったために、経済改革が企業の投資行動にどのような影響を与えたのかは解明されなかった。この章では、まず、国有企業におけるこれまでの投資体制の改革について議論した上で、二つの仮説を提起した。1) 国有企業における投資の自主性が高いほど、企業の投資行動が合理的(投資が収益状況に反応する)である。2) 利潤動機の強い企業制度を採用する企業ほど投資行動は合理的である。

この二つの仮説を検証するためには、中国冶金工業部から投資に関する未公表の企業別・内容別パネル・データ(67社×14年)を収集した。第一の仮説を検証するために、まず、単年度の収益率(粗利潤額/純固定資本額)、企業規模(純固定資本額)、新資本比率(純固定資本/粗固定資本)、そして企業の製品構成ダミーを共通の説明変数とし、同じく単年度の投資比率(投資額/純固定資本額)を被説明変数とする5種類の投資関数(総投資関数、基本建設投資関数、更新改造投資関数、銀行資金投資関数、自己資金投資関数)をすべての年次において計測した。また、企業の投資行動はより長期的に行われる可能性を考慮して、この14年間で4つの期間(改革初期(1981-84年)、改革拡大期(1985-88年)、改革停滞期(1989-91年)、改革加速期(1992-94年))にした長期の投資関数をも計測した。両方の計測から基本的に同じような結論が得られた。それによると、1) 企業の投資自主性の弱い時期に投資と収益との間に統計的に有意な関係が存在しないが、投資の自主性の高い時期には投資と収益性との間に有意な関係がある(ただし、1992-94年ではインフレなどにより、両者の間に相関が見られなくなっている)。また、投資自主

性の弱い基本建設投資と比べて投資自主性の強い更新改造投資の方が、投資比率と収益率との関係が相対的に強い。そして、更新改造投資のうち、銀行資金による投資は企業の収益性との関係は1987年まで正であるものの、1988年以降、両者の間に負の関係が見られた。このことは銀行資金供給の制約がソフト化されたことを裏付けている。一方、一貫して収益状況と関連があるのは企業の自己調達資金による投資である。この資金による投資の自主性ももっとも強いのである。

また、第二の仮説を検証するに、1981年、85年、91年と94年の4か年のデータをプールし、Fixed Effect Modelを用いて短期投資関数を計測した。計測には、第三章と同じような企業制度に関するダミー変数を用いた。それによると、1981年と1985年においては、異なる制度を採用する企業間の投資行動に統計的に有意な差が存在しないが、1994年になると、利潤動機の強い株式制度を採用する企業の投資行動が他の制度を採用する企業より合理的であることが明らかになった。

第五章「経済改革とR & D活動」では、制度改革が国有鉄鋼企業のR & D活動や技術革新活動にどのような影響を与えるのかを分析した。既存の研究では、経済改革が企業のR & D活動に与えた影響に対してはほとんど数量的な分析がされておらず、そのため、経済改革が国有企業の研究開発活動にどのような影響を与えたのかははっきりされなかった。本研究では、大中型鉄鋼企業から調査されたR & D関連資料を利用して、この問題の解明を試みた。

この章では、二つの仮説を提起した。1) 利潤動機の強い制度を採用する企業ほど研究開発活動に熱心である。2) 自己販売比率が高い企業ほど研究開発努力が高い。これらの仮説を検証するために、本章ではすべての標本企業が請負経営責任制を採用し、しかも二重価格制度が存在している1990年と、請負経営責任制、統一所得税制と株式制が共存し、二重価格が一本化されている1994年を分析の対象年次とした。分析ではまず、企業制度改革や市場制度改革が企業のR & D投入に影響したかどうかを調べるために、R & D支出比率（実質R & D支出額／実質純生産高）とR & D人員比率（R & D人員数／総従業員数）をそれぞれ被説明変数とし、企業規模（総売上高）、新資本比率、自己販売比率、株式制ダミーと請負経営責任制ダミー、そして製品構成ダミーなどを説明変数とする二つのR & D投入関数をTobitモデルに基づいて計測した（エネルギー消費関数がOLSモデルに基づくほか、すべての関数はTobitモデルに基づいて計測したものである）。それによ

ると、経済改革は企業のR & D資源の量的投入には貢献しなかったことが明らかになった。しかし、説明変数を上記のR & D投入関数と同じにし、企業の特許比率(1985-94年までの累計特許数/1994年の実質純生産高)や、新製品比率(総売上高に対する新製品の売上高の割合)、高品質製品比率(国際標準に達した鋼材の比率)、エネルギー消費比率(エネルギー総消費量/実質純生産高)を被説明変数とするR & D産出関数の計測から、次のような結論が得られた。1) 利潤動機の強い株式制度を採用した企業は何れの産出関数(特許比率関数を除く)においても正の符号を示し、しかも統計的に有意な結果が示されている。2) 自己販売比率の係数は新製品比率関数と高品質製品比率関数においては正の符号を示し、統計的に有意な結果が得られているが、エネルギー消費関数においては、二重価格の存在する1990年では統計的に有意な結果が得られているのに対して、二重価格が一本化された1994年では有意でなくなった。

以上のような制度改革とR & D活動との関係をより具体的に示すために、この章の最後に鞍山鋼鉄公司における制度改革と企業の研究開発活動の展開について議論した。

最後に第六章「結論と残された課題」では、三つの実証分析を通じて得られた結論とこれからの改革の方向について述べると共に、国有企業の改革にとって重要でありながら本論文で分析されなかったいくつかの問題について議論した。

本論文の実証研究からわかるように、国有鉄鋼企業における企業制度改革が大きな成果を納めたことが示された。その成果は特に利潤動機のない企業制度から利潤動機のある企業制度への転換、そして国有企業から非国有企業への転換において顕著に現れた。これは従来の定性的研究から得られることのできなかった結果であり、本研究の重要なファインディングスである。このことは、国有企業に利潤動機を導入することが重要であることを示すのと同時に、株式制度の普及は中国の国有企業にとって重要な改革であることを示している。しかし、「国有企業」の改革は株式制度の導入によって完了するものとは言えず、国の持ち株が大半を占めるような状況においてはインサイダー・コントロールに陥る可能性がまた残されている。それをいかに解決するのはこれからの国有企業の改革にとって重要であるが、エージェンシー理論の観点から言えば問題解決の鍵はいかに利潤を最大化する依頼人を作り出すことにあるかもしれない。

市場制度改革においては、これまでの市場価格の導入や自己販売比率の増加により、企業間の生産性格差の縮小や R & D 活動の促進などの面で大きく貢献した。これまでの市場制度改革は生産物市場を中心に展開されたが、それがほぼ達成された現在、要素市場における改革が重要になってきている。特に、労働市場における改革や資本市場における改革はこれからの中国の国有企業の発展を左右するものと思われる。

このように、これまでの国有企業における諸改革は、国有企業の行動を表す三つの分野においては、程度の差こそあれ概ね企業の行動をより合理的なものにしたと言える。それにもかかわらず 1980 年代の後半から国有企業の収益は悪化する傾向を示した。このような矛盾を生む理由として次のような諸要因が挙げられる。1) 郷鎮企業の参入、2) 労働への過剰分配、3) 資本集約的な技術の選択などである。これらの問題をこれからの研究課題としたい。

〔博士論文審査報告〕

論文題目 経済改革と国有企業の行動

——中国鉄鋼業に関する実証分析——

審査員 南 亮 進
清 川 雪 彦
佐 藤 宏

1 はじめに

劉徳強氏は、一橋大学大学院経済研究科在籍中より、一貫して改革開放後の中国経済の研究に従事してきた。特に氏は、特定の産業についての未発表のマイクロデータを収集し、時には自ら設計した標本調査を行い、それらのデータを収集・解析するという、極めて困難な研究を行ってきた。本論文では中国の基幹産業である鉄鋼業を取り上げ、中国の経済改革がその生産効率にいかなる影響を与えたかを、計量経済学的手法を駆使して分析している。

この研究は、平成7年に出版され同年度の日経・経済図書文化賞を受賞した『中国のミクロ経済改革』（大塚啓二郎・村上直樹と共著、日本経済新聞社）の一部とも関連している。すなわち同書では、鉄鋼産業とアパレル産業における生産効率の分析が行われ、経済改革の影響が論じられた。しかしここに提出された博士請求論文では、同書における鉄鋼産業の分析を全面的に発展・拡充しており、まったく新しい研究となっている。

本論文は、以下の6つの章から構成される。

第1章 中国鉄鋼業の成長と本論文の課題

第2章 国有企業をめぐる改革：展望

第3章 経済改革と生産性の向上

第4章 ソフトな予算制約と投資行動

第5章 経済改革とR & D活動

第6章 結論と残された課題

次節では各章ごとに内容を紹介し、最後の節でその評価を行う。

2 分析内容の紹介

第1章「中国鉄鋼業の成長と本論文の課題」は、鉄鋼産業の長期的な発展を展望し、本論文の課題を提示することを目的としている。

まず、鉄鋼業の投入・産出のデータから労働生産性、資本生産性、さらに総要素生産性を計測する。それによると、1978年から始まった経済改革以降、総要素生産性は大きく向上しており、これらの改革がある程度成功を収めたことが暗示される。しかし生産性の向上が果たして経済改革の成果なのか、あるいは単に製品構成の変化等による見かけ上の変化なのかを判定するためには、そうした要因をコントロールする等、さらに厳密な分析が必要である。

本論文の目的はこの課題に答えることにある。すなわち本論文では、経済改革が企業の生産性に与えた影響、さらに生産性を規定する主要な要因として投資行動と研究開発活動を取り上げ、それらが経済改革によってどのように変化したのかを分析する。

第2章「国有企業をめぐる改革：展望」では、分析の対象となる一連の経済改革、すなわち市場制度改革（市場価格の導入や自己販売の増加等の政策）と国有企業に

おける制度改革（利潤分配制度改革や株式制度の導入等）の展望と、合わせてその評価をめぐる論争の展望が行われている。

第3章「経済改革と生産性の向上」は、経済改革が鉄鋼業の総要素生産性に与えた影響を論じたもので、本論文の中核ともいべき研究である。この分析は2つの仮説の検定という形をとって行われる。第1の仮説は企業改革の効果に関わるもので、利潤動機の強い企業制度ほど高い生産性をもたらすというものである。第2の仮説は市場制度改革が企業間の生産性格差を縮小させた、というものである。これらの仮説の検証は、1980、1985、1991、1994年の企業別データを利用した、各年次のクロスセクション生産関数の計測によって行われる。

第1の仮説の検証については、著者はまず、「エージェンシー理論」に基づいて様々な企業制度の利潤動機の強さの比較検討を行う。そこでは、限界留保利潤比率の高い企業制度を採用する企業の利潤動機が強いこと、したがって、国有企業より非国有企業の利潤動機がより強いこと、国有企業の中でも「利潤比例留保制度」は「全額利潤上納制度」より利潤動機が強く、さらに最新の形態である株式制企業の利潤動機がもっとも強い、という関係が導かれる。

具体的には、それぞれの企業制度をダミー変数として表わした生産関数を上記の年次について計測し、その変数のパラメーターの統計的有意性によって企業制度の違いの効果を判別する。これによると1980年では、利潤比例留保制度のほうが全額利潤上納制度より生産性を高める効果が大きいこと、1994年では株式制度がそれらの制度より生産性向上効果が大きいこと等が判明し、仮説が概ね支持されている。

第2の仮説の検定は、製品構成の違いを表すダミー変数の計測を通じて行われる。なぜならかつて中国では、計画製品価格は川上製品ほど低く設定されており、市場改革によってその歪みが縮小したと考えられるからである。生産関数の計測では、市場改革による製品間相対価格の歪みの縮小が、異なる製品を産出する企業間の生産性格差を大幅に縮小したことが明らかにされた。

第4章「ソフトな予算制約と投資行動」では、経済改革が国有企業の投資行動に与えた影響が分析される。ここでは2つの仮説が提起される。第1は、国有企業の自主性が高いほど投資行動が合理的である（投資が収益状況に反応する）こと、第2は、利潤動機の強い企業制度を採用する企業ほど投資行動が合理的である、とい

うものである。

第1の仮説については、投資比率(投資額/純固定資本額)を収益率、企業規模、新資本比率等の変数で説明するクロスセクション投資関数を、それぞれの年次について計測した。それによると、1992-94年のインフレの時期を例外としてこの仮説が成立している。計測は投資の種類別にも行われているが、基本建設投資よりも更新改造投資のほうが、投資比率と収益率との関係が強いことが分かる。これは更新改造投資が基本建設投資に比べて投資自主性が強いことを反映している。また、更新改造投資のうちの銀行資金による投資については、企業の収益性との関係が1988年以降負の関係に変化しており、これは銀行資金供給の制約がソフト化したことと整合的である。一方、自己調達資金による投資は常に収益性と正の相関があり、これは、この資金による投資は自主性がもっとも強いためと考えられる。

第2の仮説の検証は、第3章と同様企業制度に関するダミー変数を含めた投資関数の計測によって行われる。それによると、1981年と1985年では制度の違いによる投資行動への影響は認められないが、1994年になると、株式制度を採用する企業とそうでない企業との間に有意な差が認められる。これは株式制度が他の制度に比べて、利潤動機が強いことの結果である。

第5章「経済改革とR&D活動」では、国有企業のR&D活動や技術革新活動に与える制度改革の影響を分析する。

ここでは2つの仮説が提起される。第1は、利潤動機の強い制度を採用する企業ほど研究開発活動に熱心であること、第2は、自己販売比率が高い(市場への依存度の高い)企業ほど研究開発が活発である、というものである。これらの仮説の検証は、すべての標本企業が請負経営責任制を採用し、しかも二重価格制度が存在していた1990年と、請負経営責任制、統一所得税制と株式制が共存し、二重価格がほとんど解消した1994年について行われる。

R&Dの成果を表す変数として、企業の特許比率(1985-94年までの累計特許数/1994年の実質純生産高)、新製品比率(総売上高に対する新製品の売上高の割合)、高品質製品比率(国際標準に達した鋼材の比率)、エネルギー消費比率(エネルギー総消費量/実質純生産高)を計算し、それを企業規模、新資本比率、自己販売比率、株式制ダミーと請負経営責任制ダミー等を説明変数とするR&D産出関数を計測する。それによると、第1に、株式制度を採用した企業は他の企業に比べて

R & D 活動が活発であること、第 2 に、自己販売比率の高い企業では概ね R & D 活動が活発であることが見出され、上記の 2 つの仮説を支持する結果となっている。

最後に第 6 章「結論と残された課題」では、以上の実証分析を通じて得られた結論を要約し、残された問題を指摘している。

3 評 価

まず本論文の特徴と長所について述べる。

1) 改革過程の展望：中国における企業改革や市場制度改革は、法制的な不備から生じる複雑性に加え、政治的要因や地方的な差異等も絡み、著しく複雑でその全体像の把握は容易でない。しかし既存の研究の多くは、改革の特定局面を対象とする分析あるいは個別企業の事例研究であり、これに比べて本章は、企業改革・市場制度改革の全般的な流れを整理した秀逸な展望論文となっている。

2) データの収集：本論文の特筆すべき貢献として企業別データの収集がある。まず生産関数分析（第 3 章）に必要なデータの一部は『中国鉄鋼工業年鑑』から得られるが、それは、各種企業制度の採用の状況、企業の生産内容、製品の販売ルート、固定資産の内容（生産的・非生産的の区別等）、従業員の構成等の情報を含まないものであり、それらの情報の収集が必要である。調査は国家統計局に依頼して 1992 年に行われ、著者によって作成された調査票を企業に郵送し、場合によって電話での説明を求めるという形で実施された。最終的に 82 社の有効回答を得ている。

投資関数分析（第 4 章）と R & D 分析（第 5 章）で使用されたデータの主要なものも、やはり著者自身によって収集されたものである。調査年次は 1995 年であり、調査方法は生産関数の場合とほぼ同じである。中国においては統計資料の利用可能性が限定されており、それが中国研究の大きなネックとなっている。特に企業別のマイクロデータの収集は、制度的にまた技術的に困難が多く、複数年次にわたる企業別データを用いた研究は数少ない。こうした状況においては、著者による企業別データの収集そのものは、中国研究に対する大きな貢献と考えられる。

3) 分析的アプローチ：これまでの中国研究にあっては、その多くが複雑な社会経済制度や企業制度の実態に関して、単に記述的な紹介をするというのが圧倒的部分を占めていた。また仮に特定産業の分析を行うに際しても、産業全体の集計デ

ータにより、多くの異質性を含んだままの特徴を詳述するものがほとんどであった。

それに対し本論文では、明確に検証可能な仮説を提示し、分析的な手法を用い、どこまで何が確認可能かを明らかにした分析的なアプローチがとられている。こうした従来より一段と質の高い分析になっているのは、第1に、先に指摘したように、独自のアンケート調査により個別企業レベルのデータが豊富に収集・利用されていることに負っている。また第2には、それらを丹念に整理し、現実の制度等とも照合し、質的側面と量的側面の双方がダミー変数法により結合され、分析されていることが挙げられよう。なお分析手法としても、単にパネルデータに対するFixed Effect Modelの応用にとどまらず、若干の問題を残してはいるがTobit分析(第5章)を巧みに用いるなど、多くの努力が払われていることも指摘されよう。

4) 分析結果：上記の分析によって、企業間の成長の違いは利潤動機の違いに依存し、利潤動機の違いは基本的には企業の所有制(国有かどうか、株式制度かどうか)の違いに依存する、という関係が見出されており、著者が提起した仮説が支持されている。また本論文では生産性の分析が中核となっているが(第3章)、それに留まらず、生産性の変化を規定する投資活動とR & D活動についても、同様の分析が行われている(第4、5章)。中国では、資料の制約等の理由により、投資とR & Dに関する研究は未開拓であり、本論文は1産業に関する事例研究ではあるものの、未踏の分野に踏み込みある程度の成功を収めた点でも高く評価できる。

一方本論文には次のような問題があるように思われる。

1) 定性的分析の必要性：著者は従来の定性的研究の限界を指摘し、制度変革の影響を定量的に分析しようとしている。そこでは、鉄鋼業の成長をめぐる様々な要因への考慮が必ずしも十分であるとは言えない。例えば、ある制度の実施が企業実績に与える影響は、企業内外の諸事情、特に企業長と主管部門幹部との人的関係、企業長と従業員諸階層および党組織との関係によって左右されるはずである。このような問題の解明にはむしろ定性的研究の積み重ねが有効であり、これによって定量的分析の限界を補完するならば、研究の厚みはいっそう増すように思われる。

2) 対外関係の分析の必要性：本論文では、国有鉄鋼業の成長の背後要因として郷鎮企業との競争が指摘されているが、対外開放体制のもとでの外国企業との競争については、ほとんど触れられていない。また外国技術の導入についても必ずしも

十分な分析はない。例えば、中国鉄鋼業の最先端をゆく宝山製鉄所は特殊な企業として分析から意識的に除外されているが、在来鉄鋼企業を宝山製鉄所と比較することによって、在来企業の技術的特性を明らかにするなど新しい視野が開けるのではないかと思われる。

本論文には、このようになお改良されるべき点が残され、また新たに展開すべき関連問題はあるにしても、中国経済に関する極めて優れた業績であることは疑いない。したがって審査員一同は、面接審査の結果と合わせて、劉徳強氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

平成9年3月3日